

翻
刻

明治孝節錄

卷三・卷四
（近藤芳樹編）

解題

宮内省蔵版『明治孝節録』全四卷（明治十年刊）のうち、ここに卷三・卷四（附録を含む）を翻刻する。同書卷一・卷二については、すでに『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十四号に解題を付して翻刻を掲載した。書誌内容等については、前号（第四十四号）掲載の解題を参照されたい。

なお、凡例は前号に従うものとした。

（宮本）

明治孝節録卷三

福田平兵衛

石見國備前安濃郡の太田北村に、福田平兵衛といへる者あり。貧しからぬ農民なり。とし八歳にして母をうしなひ、父、後妻を娶りしかば、その継母の養育をうけて、人となり、父七十八、母六十余に至りて、孝養四十余年の間一日の如く、尋常の家事といへども、大小となく、父母の教令を得ざれば、みだりに行はず。たまたま他出せし事ありても、父母の安否の心にかかりて、久しく外にゐず立かへり、かへりては、出ゆきし事柄を、具さに父母にかたりて、つれづれをなぐさめ、また常に食物衣類等を、父母の意に適ふが如く、心を尽しけり。父は近年になりて、いとど老衰し、なかばは病床に臥あるからに、平兵衛少しも側をはなれず、深切に介抱するさま、筆には書とりがたし。もとよりその性質の温厚なるまに、父母に仕へて然るのみにあらず、つねに貧人を憫み、金穀を与ふる事も、しばしばにて、召仕ふ者をも、慈愛を以て待つほどに、その教化おのづから及びて、近隣までも風俗立なほれり。故に村人こそりて感賞しけり。県庁よりもこれを賞して、物賜ひけりとぞ。

森利右衛門

森利右衛門は、尾張名古屋縣の中島郡宮地池村の民なり。貧しきものなるゆゑに、人につかはれてありしが、老母の眼病を看護せんとて、主家に暇を乞ひ、帰りし後、昼夜寢食を忘れて、療養ちからを尽ししかど、効験なくして、遂に盲目となりしかば、それよりこのかた、暫しも側を離れぬやうにして、老母外に出ることあれば、道路手を引き、または背負ひ、或は他家に雇はるる事ある時は、庸錢を減じて、食時には家に帰るべきよしをこひおき、

昼はかならず帰り来りて、母に食をすすめけり。近隣の者その苦勞するを憫み、妻を迎ふべきよしをすすむれども、妻ありては、かへりて奉養の屈かぬ事出来まじきにもあらじ、と辞して、年久しく、独身を以て介抱せり。その孝行、隣境こそりて欣慕せざる者なし。県庁よりいたくこれを賞して、米二俵を下し賜へりとぞ。

しづ女

山城京都府の相楽郡柘榴村に、しづといふ女あり。夫は利右衛門といふ小民なり。利右衛門久しく病の床にふし、姑は老年にて多病なり、妹みのは躰にて、起臥自由ならず、しづこれらの介抱、懇なることいと切なりしが、夫の病ひ月日にそへて危篤の症となりしかば、しづ寢食をわすれて、看護おこたらざりしかど、つひに医療の験なく、みまかりにけり。それより後は、母に仕へ、妹を撫いつくしむ事、夫の存生の時にも過たり。女子一人あり、この養育だに、まづしき寡婦の身には、たやすからぬわざなるを、母と妹を加へ、女一人の力もて、三人を養ふ事、まことに奇特の婦なりとて、金二円賜はりて賞誉し賜へり。

けさよ

日向國熊本諸県郡都城の町人、汾陽儀八が妻けさよ、天性孝順の婦にて、姑につかふる事、いとねんごろなり。姑、八十四歳になれるが、年久しく瘰癧に悩み、手足しびれて、歩行なりがたければ、常に病床にのみ臥せり。けさよ、明くれば姑の側を離れず、孝養を尽せる、殆どく人をして感泣せしむるに至る。既にもとの藩主よりも、褒賞ありしとぞ。それより以来も、今日に至て、看病更に懈怠なく、朝ごとに、姑目さむれば、まづ手水をすすめ、次に髪を結はせ、さて朝飯をまゐらす。また夜は姑の寝ざるほどは、其身も寝ず、姑の息遣ひをききて、いく度ともなく起出て、背を撫で、足をもみ、再び安眠するをまちて、またみづからも臥処に

入る。もし要用ありて、他出する時は男女の児等におこたらず看病すべくいひふくめおき、飲食の事もみなみづからその好みにかなふべき品をととのへ、或時は背におひて、近隣に伴ひゆき、茶店に憩ひて、菓子茶を与へその心を慰めしめ、また大小便のときは、昼夜ともに、厠に背おひゆきて、不浄のなきやうに、みづからこれをたすけなましめ、常に夫によく仕へ、児等によく教ふるまに、おのづから一家睦まじく、一族の交もあつければ、その善行に感服せざるものなし。つひに県庁に聞えて、褒賜ありけりとぞ。

小泉甚兵衛

甚兵衛は、上総国津本更望陀郡曾禰村の農民なり。母年久しく暨となりて、歩行のかなはざるを、甚兵衛側さらず、侍養を尽くし、嗜好のものとだにいへば、いづくまでも需めて、これを薦め、昼は農事を営み、夜は母の手足を撫摩り、あまたの年を、一日の如くおくりけり。ある時病氣平愈の祈願のために、自ら母を背負ひて、浅草観音に参詣なましめけり。その外、あるは温泉にとまなひゆき、また神事などある所へも、背負ひゆきて、見物させるとにつけかくにつけ、母の心を慰めん事をのみ心がけおこなひける。その至誠の情、郷里の者、賞嘆せざるはなかりけり。ものと豊橋藩より、米三俵賜はり、こたびまた県庁より、金五円を下されけり。

みよ女

讃岐国香川寒川郡津田村の農民定蔵が娘みよ、其性孝悌なりき。父の定蔵は、過にし年みまかりて後、母に仕へてますます志操を守り、家貧窮なりといへども、一身のはたらきを以て、母を養ひ、また弟妹を愛しはぐくむこと、慈母の稚子を育つるにも過たり。隣保こぞりて、その篤行をうらやめり。参事林某回村のついでに、

金一円二十五銭つかはして、賞美せりとぞ。

赤松仁蔵

豊前小倉の宇佐郡船木村に、赤松仁蔵といふ農民あり。年二十二歳なり。父を安蔵といへり。仁蔵がいまだ母の懐胎のほどにみまかれるを、出生の後、母みの、痛風に煩ひ、坐臥ともに自由ならず、素より貧困、これに加ふるに、難病に罹りたれば、赤子を育すこと能はず。これによりて、叔父の鎮平、力をそへて、朝ゆふの烟をたてさすれども、鎮平も貧しき者なれば、村人らの鞠養にかかりて成長しけり。年甫て八歳になれりし時、鎮平、中津の町家に奴僕となりて、行ければ、仁蔵せんすべなくて、憐みを道ゆく人に請ひ、刻苦して病母をやしなひしが、年やうやう長ずるに及びて、自らこれまでの所行を愧ぢ、田畠をかり受て、耕作し隙あれば人に雇はれて、いささかの庸錢をえて、母を養ひ、夜は母の寝所を離れず、その看病の懇切なる、八歳の昔時より、廿二歳の今年まで、十五年の間、少しも撓まず。県庁これを賞して、金若干賜へりとぞ。

ふち女

周防国山口熊毛郡室積村に、小学を建立せんとして、同村士族守田英淳が家に其所の取締役の者、並に教員等、集會し、学費の事など商議せしに、いづこにても、金錢にかかる話にいたれば、みな頭を傾け、眉を顰むるがならひにて、頓には決定しがたきものなるを、その家の婢ふちといふ者、側らに居たりしが、学資の充備せざるよしなるを聞て、その翌朝、おのが常に愛玩する銀の釵一枝を携へ、賤しきわらはが寸志に候へば、学資のうちに加へ賜りたしと、懇に申出ければ、満坐の者、ふちが篤志を感賞し、その請を允しけり。これに続いて、英淳が妻りうより、銀釵二枝、納めんとこひ、同村の民江本次兵衛より、四書五経各一部、おな

じ村の副戸長熊野尚輔妻某より、金二円を供せんと請へり。これらみな、即今の聖旨を奉体したるにて、感賞すべき者どもなるが中に就てふぢ女が如き、一賤婦にして、その誠意、人を感動せしむ。そもそも櫛、簪、衣服の類は、殊に女子の愛惜するものなるをこれを棄てても小学の資を補けんとするの志、富饒の者の百円千円の献金にもまさりて、褒譽すべし。俚語にいはいはゆる、長者の万燈より、貧者の一燈といへるは、これらの事なりけり。

源太

尾張縣奈古屋の寺町に、謙吉といふ塗師あり。さいつとし瘡毒にて、腰たらずなりけるに、妻も伝染して、共に癩疾不具の身となりしかばもとより無産の困窮の者なるが、六歳になれる男子、字を源太といふ者、また二歳になれる女子さへありて、糊口の策なく、既に餓死に至らんとす。然るに源太、さばかり幼少の者なれども、天資至孝夜ごとに乞食に出て、父母と妹を養ふ。或夜本町の街上に於て、官員の過るに袖乞しけるに、曩に浮浪の乞食をば、みな驅除して、その俚内に係れる者の為には、授産の方法を設けたりし事ゆゑ、かかる類ひあるべきにあらじと、その体をいぶかしみ、その情美をとひ質すに、貧窶艱苦の形状を幼少ながら縷々これを語れり。その言一として憫ならざる事なく聞く者涙を払ふにたへずこれに因て、官員錢若干を与へ、翌朝授産養育の事に注意すべき旨を、戸長に諭したりしとぞ。

くに女

丹波国所屬船井郡殿村の民、植村次三郎が母、くに、幼稚の時に母に離れ、父兵藏に仕へて、孝養の志いと厚く、その後嘉助といふ者の妻となりて、貞節を尽すこと、比隣をして感動せしむ。然るに夫嘉助病ひに罹りて、伏してのみをりければ、くに、一人のはたらきを以て、夫を看護し四人の小児を撫養して、昼夜厭倦な

く、力を尽せりしかど、夫医療かなはずして、つひにみまかりぬ。ここに於て、もたる所の田畠を、ここごとく売り、病中の維費薬料、その外の借財などを償ひ、それより以来、みづから人家に雇はれて、糊口をなすといへども、日にそへて貧困きはまりければ、或人すすめて、後夫を迎へ、俱に生計をはからば、また少しくは窮乏も緩むに至らん、と諭せども更に肯はず。ますます力を農事に勞し身を田畠に苦しめ、年月を過すほどに、やうやう小兒も成長しければ、他家に奉公せしめて、いつしか田畠をも買得るに至りけり。僻地の民は、勵む所あらぬままに、男女ともに懶惰がちなるものなるを、ひとり婦女にして、貞操を全くし、貧寒を凌げるの状跡、まことに他人の模範ともなるべき者なりとて、県庁褒賞の擧に及べりとぞ。

名取彦兵衛

名取彦兵衛は、甲府縣山梨の山田町の者にて、紙を売るをなりはひとせり。此者かねておもへらく、わが国、蚕糸を製するに、巨多の人力を費しながら、粗悪の品のみおほく、これによりて、国産の声価を墜し、蚕業に損失を招けり、とうれへ歎き、戊辰以来、これまでの商業を廢し、製糸の一途におもむきて、器械の造作におもひを凝らし、始めてひとつの器械を創造し、試験するに、いまだ精好ならず、これが為に、おほくの金錢を費せども、更に厭はで、日夜いよいよ心思を悩まし、再三再四、製造に工夫を加ふといへども、なほ精密の所に至らず、その改造ごとに、そこばくの損害をなし、殆ど家産をも傾けんとす。この事比隣に伝へ聞て、或は痴といひ、或は狂とそしりて、その迂拙を笑はざるものなし。ここに於て、家族の者も彦兵衛が産を失ひ、家を破るを憂へしはしば旧業に復せんことを、勧め戒むといへども猶志を撓まらず、ますますこれを講究するほどに、謙を用ゐざるを以て、親戚も絶



交し、手代も暇を乞ふに至れり。然るに庚午のとしに及びて、蒸
発氣を以て、製糸を乾すことを工夫しえたり。これより製糸いた
く精良になりて、価ひもまた進歩せり。辛未の年に至り、更に針
銅を器械にしかけ、これを試みるに、空氣流動して、溫氣を
糸質柔軟になりて、杵に移して、乾き易く、直ちに提糸となすに
さはりなく、小杵に繰移すの工費を省き、糸質も一層精良に至
れり。これを横浜へ輸出せるに、外国人賞美して、価を前日に
倍せり。壬申のとしに至り、煮糸を清水もて洗て、杵に移すこと
を工夫せしより、糸に光沢をまし、精工を極めたり。海外の各国
に、機械を用ゐて製糸する物とは、その優秀いまだいかなを知ら
ずといへども、数年の刻苦、心力を一途に尽し、破産に至るを堪
へて、今日かくの如く精妙を極めたるは、兼て公布ありし旨意に
も適ひて、奇特の至り、感賞するにたれり。他の勸奨ともなりぬ
べければ、賞典あらまほしき旨を、県庁より申出けり。ここに於
て、この製糸の品を鑑定するに、当今外国に輸出の糸のうち、第
二等の位に居せるよしなれば、おはやけにもいたく嘉賞し賜ひ、
金二千匹を賜へりとぞ。

若林善内

佐渡国^{相模}雑太郡金丸本郷に、若林善内といふ者あり。うまれつ
きて物を憐む心ふかく、年ごとに若干の米を出し、貧民を賑救せ
り。殊に過にし年より、寺院合廢の一件につき、頑固の僧俗ども
党を結び動もすれば、叡旨に背きて暴挙にも至らんとするの形
状あるを善内村々を駆めぐりて、道理を説諭し、暗愚を教導せし
ほどに、本邑は更にもいはず、近村の者までも、悔悟して、中
には葬儀も、神祭の式に改めんといふ者出来て、県内の風俗、頓
に立なほんとするに至れる。実に善内の誘化に因ればとて、代
価千匹の木杯を一組賞賜ありけり。

南まつ 同富之助

紀伊国^会牟婁郡木本浦に、南莊助といふ者あり。旧藩和歌山領の時、莊屋役をせしに、過し年、隣村古泊浦と、漁業の事にて争論起り、木本の漁人等、代官所へ強訴に及びし時、和歌山藩より兵隊を遣し、首罪の者を召捕けり。莊助、所の莊屋として鎮撫の方法よろしからざりしかば、これによりて入牢せり。然るに莊助の娘まつ、十七歳、男富之助十五歳、いまだ幼稚の者なるが、父の入牢せしより、寢食をわすれて、深く歎き、父の罪に代らんことを、願ひ出たりけるに、藩吏も、彼等が至孝の情實に感じ父を免して、女と男とに徒罪を科せけり。その後、志操ますます正しく、孝心日々に厚く、かつ家業をも勉勵して、近隣これを称讃せざる者無きに至れり。つひにおほやけに聞えて、金千匹充の賞金を賜はれり。

くま女

備中国^{深津}の窪屋郡倉敷に、柳屋富三郎といふ者あり。同所の大橋平蔵が手代、善兵衛が養子となりて、その女くまを妻とせり。然るに夫富三郎、久しく中風に煩ひて、手足かなはず、口え物いはず、医療力を尽せども、さらに験なく、またくまが母ふゆ、老病にて、日にそへ危篤に至りければ、さらでだに困窮の者女一人の身を以て、夫と母との看病なりがたければ、富三郎を、その本生の、同国浅口郡黒崎村にあるに、たのみ遣はし、もはら母の介抱にのみ、かかるとりけるに、母ほどもなく死去せしかば、富三郎を黒崎村より伴ひかへり、付添ひて、看病したりしに、これはた一月あまり過て、死去せり。その母と夫との長き病中、くまは貧困の身を以て、時々衣服の汚穢を洗濯し、朝夕の食物をも、病人の口腹に適ふものを調理し、常に未明に起き、深更にふして、病床に侍すること数年、その間、人の家に雇はれて、いささか

の賃錢を得、これを以て、母と夫との魚菜に供し、他家にあるほども、隙を見ては、みづから懇はんとせず、一日のうちに兩三度も家に帰り、飲食寒暖に心を用ゐし、その苦勞大かたならねど、少しも懈怠せしさまを見ず、始終の貞実まことに奇特の至りなりとて、賞賜に預りけるとぞ。

たけ女

おなじ倉敷の里なる大橋久右衛門が婢、たけといふ者、過し弘化四年より、久右衛門が家に來りて、性質柔順の者なりしかば、主の心にそむけることなく久しく仕へたりけるに、安政三年に、久右衛門死去せしより、子恒介とし若く、いつしか家道も疲弊に至りて、憂悶のあまりにや、遂に発狂せり。治療を加へたれども、その験なければ、親族の者かたらひて、一室を囲ひ、そのうちに入れ置たりけるに、月日にそへて、病体相おもり、昼夜の差別をも弁へぬばかりになりしかば、召仕ふ男女の者も、一人だにちかよらぬを、たけ、これに看侍すること、平常の如く、いささかも厭ひ嫌はず、またいささかも軽んじ侮らず。飲食起居何事によらず、病者の好惡を察し、その意に適ふやう、実を尽してとりはからひ、昼夜その側を離さず、紡績のわざをなし、寒中唄のうちへ、蒲団をいれ遣はせば、あるは汚し、あるは喰ひ裂きなどせしをも、徐かに引替へて、損へるを継ぎあはせ、洗ひ張りなどして、すべて主従の礼儀を守り仕ふるさま、近隣の者感心せざるはなし。これによりて賞金を賜へり。

とめ女

とめ女は岩代国^{若松}大沼郡沼平村の民、長嶺半次郎が妻なり。うまれつき柔和にして、常に夫の意に背かず、故に家内睦ましく暮らしけり。姑さん、過にし年より血癰にて、身体衰弱し、臥してのみ苦しめるを、とめ寢食をわすれて、病床を離れず、これに

仕ふるさま、恰も嬰兒を育つるが如く、飲食を始め、両便に至るまで、おのれ一人してあつかへり。もし食物などに、好む品あれば、遠路をもいとはず、夜中をも嫌はず、求めてすすめけり。もとより医薬も、手を尽せども、月日にそへて病症のおもひゆくを憂へ、北地の積雪、丈夫だに分なづめる道を、氏神のやしるに、日参おこたらずして、姑の病ひの平愈をいのり、そのほどまでは祖父九十九といふ者八十六になれども、なほ健かなりしが、これもおのづから老疲れて、起臥かなはずなれるに、子婦のしの、また難病にてうち臥せり。とめ此三人を日夜の看護、おろかならずしたりしに、九十九とさんとは、つひに泉路におもむきけり。その後はしの一人の介抱なるゆゑに少しは息を伸ぶる事も出来にけり。ここに於て久しき年月の苦勞、奇特の至なりとて、賞金千匹たまはりけり。

きか女

豊後大分 浜脇村に、きかといふ女あり。うまれつき貞実柔順にして、姑に事へて、孝養厚く夫に事へて、貞操正し。夫は木村黙齋といふ商なるが、遠遊をこのみて、職業に心を用ゐず。家を出て、兩三年おとづれをだにせねども、きか更に志操を改めず、ただ姑と兒子との養育にのみ力を尽して、他を顧みず。故に姑も兒子も、黙齋の家にあらぬを、うしともおもはで、やすらかに暮しけり。然るに、やうやうにして、黙齋帰郷せしに、姑はどなく病つきて、久しく打臥て煩ひけり。黙齋は家に帰れりといへども、もとその性淡薄にて、商業疎ければ、少しも家道を持直せりといふ、驍もなく、年月にそへて、いといと貧窮相迫れども、きか少しも夫に對ひて、不平の色を顯はさず、きかが本生の方よりも、きかが苦心を憐みて、費用を助けし事も度々なれども、際限なきを見限りて、子供をつれ帰るべしといひおこせたれども、さては

婦の夫に仕ふる道にあらじといなみて、おのれひとり、寢食を忘れ、昼夜勉勵、女工を怠らず、姑の湯藥食餌は更にもいはず、あまたの小児を訓導して成長しめしかば、いつしか心も少しはやすまるべき時に、おもむきたりしに、惜いかな、産後のなやみ、本復に至らずして、壬申のとし四月に、死去せり。さる遊惰なる夫をたのみて、身を終るまで貞操正しく、孝慈を尽せるは、また世に稀なる婦人といはまし。

僧善達

豊後国大分 伊美浦の真宗教円寺住持善達といふ僧、父母に仕へて、至孝の者なり。母は数十年血癰にて、起臥自由ならざりしに、また過にし寅の年より、父善実も中風の症にて、支体かなはず。善達これを深く憂へ、法用の外、門外に出ず、両親を看病して、寒夜は肌を以て温暖をそへ、暑日は清涼の所に就かしめつつ、常に病軀に碍らぬやうに、懷き抱へて、湯浴ねんごろにさせ、兩便も人手にかかず、あつかひて、父母の好める所のものは、飲食とも心に心を用ゐ、常に瑣細の事といへども父母の心にたがへる事なし。然るに父善実、過にし申のとしの四月に、死去せしかば、その後は母ひとり看侍、ますます力を尽しければ、近村の者までも、みな感歎せざるはなし。妻も柔順にて、夫の行跡にならひ、ともどもに孝養を専らとせり。法師はおほかた、生死の因果をのみ信みて、現世の所行をば、等閑に看做すが多かるを、善達が如きは、まことに衆僧の模範ともすべきものなり。

兼甚左衛門

甚左衛門は、伊賀安濃津原の農なり。幼より質直にして、よく親を養ふ。三十七のとしに、父を喪へり。これより母に事ふること、殊に懇なり。或とき母をいざなひて、近江の多賀神社に詣でしに、道すがら、名所旧跡等をたづねさせ、旅中いたく

心を用ゐて、母をして、欲を尽さしめし、そのありさまを、同行の仁保喜内といふ者見て、深く感じけり。辛末のとし、母よはひ七十七になりて、老病危篤なりしかば、甚左衛門夫婦、眠食を廢して、昼夜侍養怠らざりしかど、九月に至りて遂に没せり。甚左衛門常に、うち家事をよく理めて、親族にむつまじく、外法令をよく守りて、一たびも人と争ひし事なし。もし村内に興役の事あれば、衆に先たちて勤勞に服し、少しも厭ひ倦める色なし。その所持の田一町四反余、甚左衛門妻子と共にみづから耕して、いまだ嘗て他人の手をかりし事なし。近隣の困窮の者には、力の及ぶ所を致してこれを恤めり。その平常の心おきて、かくの如くなれば、隣邑までも感称して、間言する者なし。つひには上聞におよびて、賞典にあづかれり。

横田新助

伊勢の国一志郡（現度会）天野村の農横田新助、いまだ稚なかりしころ、父貧窮のうへに、持病さへありて、十三四年の間、打臥してのみ、母もまた病者にて、兒子の養育も出来がたきばかりなれば、おのづから農事もおこたりがちなるまに、年にそへて、朝夕の烟もたてかねしかば、新助十四歳より、二十九歳まで、他家の奴僕となり、その給金を以て、父母家族の活計をたすけ、三十歳にみちて、家にかへり、妻を迎へたりけるに、また兄久吉といふ者、発狂したりしを、懇に調護なし、農業のいとまといふ日雇などして、取統たりけれども、両親の長病つひに治療かなはずして、死去、これに加ふるに、多くの小兒のうち、六人まで夭死せし、葬儀の費用などに、負債もやうやう出来て、昼夜をわかずはたらくうちにも、兄久吉が狂疾を憐みて、常に敬礼を失はず、同氣の実情を尽し、また毎年公家に奉る租米を、清淨に調へて貢もし、これのみならず、万事につきて不実の所行をなさずくらしけるに、

庚午よりさきつきた、両三年の凶作に、心ならず、租米をもとのへかねて、不足に至りしに、壬申のとし、畠の物ゆたかにみりしかば、これを売払ひて、租米の代金を、人よりさきに返済せしなど、すべて奇特の致しかた、人皆感歎せざるはなかりき。かかる者は、一村小前の儀表なりとて、賞賜ありけるとぞ。

吉浦為助

為助は、安芸（現広島）島原の広島袋町のものなり。うまれつき柔和、人と交はりて言語少く、ふと見ては、迂遠の者の如くなれども、心操正しきをのこなりけり。いまだ幼なきほどに、母に離れてより、ただ父ひとりの手に育てられけるが、十一歳になりて、同所の本町三丁目の、鍛冶細野和兵衛といふ者に、師とし仕へて、その職を習ひけるに、二十四といふ年に、父と兄と共にみまかりしかば、喪畢りて後は、もはら師匠細野が方にのみゐて、業をむねと勉めけるに、師の和兵衛も、いつしか老年に及びしに、職業のかたは、みな為助に任せたりしに、為助実意をつくし師家の職業をますます盛んに相守りければ和兵衛喜びに堪へず、為助を猶子として、同居せしめけり。然るに為助、二十六歳のとし師の和兵衛もまた病死せり。和兵衛の妻、たみ、男子二人女子四人をもちて、その養育、たやすからず、兒子またみな幼ければ、家業さへはかばかしくえせず、実是一家の浮沈、この時に極まれるを、為助いたく憂へて、昼夜師家の為にはたらき、和兵衛の長男和三郎十六歳になれるが後見をして、おのが伝習せし鍛冶の業を、教へみちぎきければ、和兵衛が親族の者も、為助が厚誼に感服し、安政六年に、塩屋町に於て、小屋を買ひ求め、為助を別宅させて、渠が積年の苦勞も、少しはやすまらるべく、とりはからひけれど、今しばし成立のほどを見ぬうちは、身を安んずべきにあらじと云て、さらに引受ず。ただ為助が宅といふ名ばかりを存して、みづ

からは一日もその家に居せず、職業のいとまには、和兵衛が妻の、老て病ひがちなるを、昼夜となく、看侍懇にしたりけるに、また和三郎が姉なる者別家してゐたりしが、病に罹りて、幼児二人をつれ、本家にかへりしをも、為助かれこれと周旋して、和三郎とも、中睦しく同居させ、すべて師家の為心を尽せる事、言語に尽しがたく、実にまれなる貞実のものになん。

ます女

上総国千葉県市原郡迎田村の佐久間勝次が妻、鈴木ます女は、舅姑に事へて孝を尽し、夫の兄弟姉妹に接する事厚く、姑のうめるすゑの子と、わがうめる長男と、おなじ年ながら、さすがに姑は、やや年たけて、儲けし子なるゆゑに、成長さまも遅きを見て、吾子をばさしおき、姑の子に乳を含め、抱遊ばし、あさゆふ、おのが長子に、叔父と甥との礼節を教へ尽さしめて、人倫の道の乱れをつつし、常に夫勝次をたすけて、村内の窮民を憫むこと厚し。養母はその性慳吝にて、金銀をあつむる事をのみ楽みとせり。ますその意をはかり知つて、秋ごとに、門前に杵をほすとて、わざと筵よりこぼし散したるを、姑に掃除し賜はれ、さらば労を謝する料に、母さまにまゐらすべしといふ。姑さる簍相をすべき事かは、と罵りはすれども、心にはよるこびて、はきとれり。さるにより、杵の少なき時は、顔色あしく多き時は顔色よし、大かた日毎かくの如し。また確挽といふこと行ひて、杵を米に磨るときも、台所のはし、内庭のすみに、多くこぼし置いて、姑の叱るを厭はず、掃賜はれよといふ。かくして今年はいか程はきとれりと、姑喜ぶこと限なし。されど、かかる事いささかも、人に語らず。さるは親族の恥がましき事、他人のあしき事などを、言のはしにも、いだせる事なく、ただ舅姑にねんごろに事へ、夫及び兄弟姉妹に、むつまじくし、信を以て村内の者に接はれども、これを行に尽し

て、これを言に出さざるゆゑ、をさをさ知る人少なし。婦女子には稀なる者といふべし。

とき女

筑後国三浦郡矢加部村の農、新谷為次郎妻ときは、江口正松といふ者の女なり。十二歳にて母に離れたりしに、六歳になれる妹、二歳になれる弟ありしを、ときいまだ稚なき身ながら亡母になりかはりて、妹を教育し、弟に貰ひ乳などして、成長させ、常に父に仕へて、孝を尽しけり。正松後妻を迎へし後は、これに仕ふること、実母の如く、かつ女工は、更にもいはず、農業をいとなみて、父正松をたすけ、昼夜暑寒の別なく、稼ぎけるに、同村にすめる、伯父忠蔵の倅為次郎と夫婦になし、その婚儀をば行はせけれども、いまだ為次郎が方に、嫁はせざりしほどに、忠蔵熱病に煩ひ、さらでだに貧窮の者にて、幼少の小兒などもあれば、いとど難渋に至れるを、ときはを見かねて、看病にゆかまほしきよしを、父正松にかたひけるに、熱病はかならず佐染するものなり、汝いまだ、彼方へ引越したりといふにもあらねば、まづ暫らく待つべしといへるに、とき答へてはいはく、そはともかくも、父うへの仰のままにすべき事なれども、先年母のわづらひてうせ賜ひしとき、外方より、誰も事執りまかなひくる人も、侍らざりしかど、伯父さみのいたく力いれ何くれと取あつかひ賜ひし恩義わすれ難く侍ればといひことわりて、忠蔵が家にうつり、誠のおやに事ふるが如く、昼夜付添ひ、懇に介抱したりけれども、病症はげしくて、つひに死去せり。それより後は、為次郎と夫婦の間睦しく、忠蔵が遺孤を守りたつるさま、いと厚くて、いまだ若き女なれども、一邑の模範ともなるべき者なり。

すゑ女

筑後国三浦郡山本郡木塚村の農に、田中莊三郎といふ者あり。うま

れつきて游惰なるままに、家日にそへて貧しくなれども、これを憂へとせず、老たる母あれども、孝養の心いささかもなく、田畑の業をも営はず、たまたま一日、人のもとに雇はるる事あるときは、その得たる雇錢をもて酒に替、酔てそのまま家にかへらずその放逸無頼、たとへんかたなし。妻をすゑといふ、貞実なるものにて、夫のかくの如き所行をも、厭ひきらはず、ひとり身を潔よくして、刻苦黽勉し、少しは米穀などを貯へ置けるを、莊三郎とり出て空しく費し、もし妻これを諫めなするときは、打擲して疵つけ、手荒き事どもまあれども、すゑ、更に夫に忤はず、終始柔順を守りて、夫の外にのみ遊びくらすを、聊かも怨み憂ふるおももちを、顯はさず、幼少の思らを教へて、農業を励み耕馬をもたざるゆゑに、おのが家の田畑の事をば、朝夕のあひだになして、昼の間は、馬もたる者の許にゆきて、手間がへに鋤搔のわざをたのみ、耕作のをりをたがへず、すべて夫になりかはりはたらきけり。さるにより、過し己のとしの凶作には中下の農家に、米粒を畜へし者はなかりしに、すゑは女ながら一身の稼を以て、老姑幼児の飢寒を凌がせ、さばかり貧苦の中よりも、姑に懇に事へしかば、姑もまた、すゑをたよりにおもひて、一家むつまじくくらしけり。然るに莊三郎が所行いよいよ甚しくなりて、つひにすゑにはかくして、屋敷を質券とし、金三十円、同村の田中兼作といふ者より借受け、これをもて、酒債をつぐのひしよしを、すゑ探りしりて、種々心を悩まし、年賦にてうけかへすべく、銀主にかたらしに、すゑが貞節に感じて、承引せしかば、これまでもよりも、黽勉して、その借財をも、少しは払ひたりしとぞ。かくまで懶惰の夫なりしかど、おのづから莊三郎も、先非を悔て、近頃はさをさ他出なともせず、すゑと中よくして、農業をもはらとするに至りしかば、姑も安心して暮せりとぞ。是みなすゑが

貞順のいたすところにて、錫類のしるし、まさしといふべし。

すみ女

近江滋賀の蒲生郡野田村に、吉永すみといふ女あり。二十二歳にて、夫伝吉におくれしより、ひとりの老母に事へ、男女ふたりの小兒をそだて、十年あまりの今に至るまで、困窮なりといへども家業を励みて、いまだ若き身ながら、身をつつしみて、世の侮りをうけず、母子の間むつまじくて、礼節をうしなはず、さして書記すべき異行はなれども、婦道を守れる、かかる女もたぐひまれなり。

ふで女 とめ女 みか女

備後津原の福山に、鐘尾広助といふ者あり。父ははやく死して、妹三人のこれを、みな稚ければ、広助、母と共に農業をいとなみて、妹どもをも養ひたりしが、さいつとし、福山に變動のありし時、広助おもひもかけず入牢せり。をりしも、母も病死せしかば、外にたよらん親族もなくて、三人の女子ども、ひとつ所にかしらををつどへ、泣くより外のわざもなく、ただ朝夕なみだにくれてゐたりしが、姉のふで、そのとし十八歳、悲歎をしのびて、妹とめにかたらし、かくては餓死するより外なし、女なりとて、家をたもたん業をもえせず、道路に袖乞すべきかはと歎を擔ひて立出れば、とめはそのとき年十四歳、あとより姉に従ひて、助耕し、妹のみかには留守させて、糸車を繰しめけり。みかはそのとしわづかに十歳なれども、たまたまをさな遊びに出でぬるかとおもへば、路上に棄れる馬矢牛糞を拾ひとり、持かへれるなど、弁へなき幼女ながら、姉ふたりの労をおもひやりて、これを助けんとする志あはれむに堪たり。かく姉妹心をあはせて、働くにより、貢物も滞りなく上納し、耕作の余暇には、姉は機を織り、妹は糸を繰りこれをもて飯米の不足を補ひ、かたはら兄の借財をも償ひ、冬

夏の際に至れば、必ずあらたに衣服をととのへ、牢舎におくりにて、兄の寒暑を救ひ、常に貧苦をたへ凌ぎ、朝はまたきに起、ゆふべは早く戸を鎖して、身を守るゆゑに、近隣の少年も、敢て侮り近づくものなし。その貞実友愛の行状、感ぜざるものなし。実に辺僻淫奔のものをして、勸懲せしむべき婦道の標示、女兒の模範となる者なればとて、賞金の例にあづかれり。

青木善七

羽前国鳳凰の平山村に、青木善七といふ者あり。父をも善七といへり。天保四年の飢饉に、父善七村内の者に、米錢を施し、危急を救ひし事、いとおほかりけり。その時、今の善七は、いまだ十七歳、いとけなき者なりしかど、性質物をあはれむ心ふかく、父の訓をよく守りて、月ごとに、父より渡しくる小遣ひの錢を、猥に費さず、積貯へおきて、飢民を助けし事どもありて、幼児にはめづらしきものなりと、其頃すでに近村に称譽せり。その後父なくなりて、母の老てのこれるが、病がちにくらすまに、朝夕の食事を始め、起臥に至るまで、すべて常にながへる事のみ、おほかれども、善七母の詞をかくるをまたず、意にささだちて、とり扱ひしほどに、母いたくよろこびて、母子のあはひ、殊にむつまじかりけり。さるままに旧藩の時より、撰ばれて村役をつとめしが、引つぎ維新の後、副戸長に補せられけり。これに依て、殊更に懇励し、孝悌をすすめ、農業をつとめしが、貧窮を恤み、孤独を憐み、一村の者を、我子の如く思ひなし、その職にかなはん事をのみ、いそしみしかば、村の者も、またよくなつきて、父母の如く仰ぎ慕ひ、互にむつまじく、公事訴訟などおこす者もなく、よく治まれる、みな善七が精誠のつらぬける所なり。善七、常に村内の利益ならん事をと勤へて、慶応二年に、金八十両をもて、村役所にあづけたるを、潤農金となづけて、利息をやすく、

貧窮の者にかし与へ農業を勧め調せしが、そのよしもの領主に聞えて、褒賞せられけり。かくてその金としをふるまに、二百両にもみちなんとせしほどに、貧民勸農の資本となりて、一村の潤ひおほかたならざるなりとぞ。また養蚕は、人家第一の産業なれば村民を率ゐて、野川の傍の廢地を起し、桑を植しめしより、年ごとに桑田ひらけて、今日飢寒を免るるに至りしは、またくそのいさをなり。これよりさき、村人彌惣といふ者、租米の収納にくるしみを、金十七両、外よりかりて、事なくをさめしめしに、そのち彌惣、いとど困窮になりしかば、その十七両をば、彌惣につかはして、金主へはおのれ返済におよびけり。また村人卯右衛門といふ者の居宅、破損せしかど、取りつくるふ事もえせざるを憫み、金三両めぐみて、雨露をしのがせけり。また村人與左衛門といふ者の、収租せぬをあはれみ、米二石五斗を納めつかはし、後々のたつきをも、ねんごろにあつかひつかはしけり。さは善七、もとより有余ある富人ならねば、その施せる所、いとおほしといふにもあらねど、安政六年より明治五年まで、十四年の間に、鰥寡孤独を救へる事、上件に準じ彌惣、卯右衛門、與左衛門、の三人を除くの外、米二十五俵、錢七百貫文に及べり。殊に潤農金と、桑田との両條は、今に至て村民の潤色となれば、みな父母を慕ふが如く、仰ぎなつきて、おのづから村内の風俗も、立なほりければ、心ある者どもかたらひて、欣慕のあまりに、かれが功績を記し、石碑を建けりとなん。

川上孫七

佐渡国相川雑太郡の相川馬町に、川上孫七とて、鉾山に厩はれ、いささかなる賃錢を得て、世を渡る男あり。老母十とせあまりがほど、風疾にて歩行かなはず、病床に起臥しるを、孫七常に薬餌を始め、心を尽して、妻子に老母の側を暫しも離れずて、とり



あつかふべきよし、あしたごとに、厚く申聞せて、家を出ければ、妻子もまたその意を背かず、ねんごろに孝養しけり。さて帰宅しつれば、何をもおきて、まづ老母の安否をとひ、好める食物など求め来てすめ、みづからは鹿食をのみしけり。かくすること、十年の間一日の如し。然るに老母、七十三歳になれるとし、つひに寒氣に当りて、うせにけり。県庁その卑賤の者にして、孝道を尽せるを賞し、金千匹つかはせりとぞ。

大工新左衛門

東京の浅草にすめる老人あり、妻を率て、村内の八十八所の大師をめぐりけるに、堀の内近きあたりにて、日をくらし行方をうしなひ、やどらんたつきもなくて、さまよひぬたりしに、をりしもそこを過ゆく婦ありて、そのよしをきき、まづこなたへ来賜へ夫に申して宿ある所に導かせんと云ければそのしりにつきて、下鷺の宮村といふに至れり。婦の夫といへるは、大工を職とせる、新左衛門といふものにて、是はた篤実の者なれば、妻のいふままにやがて立出て、堀の内まで、一里余のみちを、闇夜におくりゆき道を教へて、立去らんとするを、老人夫婦、いたく厚意に感じていささかなれどもと、懷中より金子を出して、謝しけるに、固く辞してとらず。かついへるは、しらぬ所にて、道に迷へるばかり、苦しきものは侍らじ、われらさいつとし、河崎の大師にまうでて帰るさ、田の畔の細みちを踏みたがへ、殆どゆくかたを失ひて、いたく迷惑したりしに、一人の老翁ありて、夜中を厭はず、我等をおくりてくれたり、その時のうれしさ、今にわすれ侍らず、そこもとがたのまよひ賜へるも、また同じ、故に昔日の報恩の為なり、といひ棄て、立去しとなん、これ細行なりといへども、かへりて人のなしがたき事なるを、新左衛門が如きは、まれなる者なりといふべし。

権蔵 利吉

長門国山口阿武郡小畑村のうち、香川津といふ所に、権蔵、利吉とて、二人の孝子ありけり。父を長七といふ、則本藩の六尺をつとめて、坪井甚右衛門といふ者の組下の軽卒なり。長七、三人の男子ありて、前妻の子二人、嫡子を元右衛門といひ、次子を権蔵といへり。権蔵うまれて、其母死去しければ、長七後妻をむかへて、これが腹にも三人の児ありて、三男利吉、外二人は女子なりけり。かく児あまたある中に、此権蔵といふもの、性質至て孝行、父親は更にもいはず、継母につかふる事も、実の母にことならず、何事にかがらず、心を尽しけるが、元より家貧しく、物事たらぬがちなれど、二親には不自由なきやうにしむけ、我身はしばらく、藩主の裏方につかへて、小者頭といふ役をつとめ、僅の切米を給りて、あまたの家内を養ひ、三度の食事も、我身は二度より食はずして、父母には甘味よきやはらかなる物をたべさせ、我身に着る物は、冬も薄着なれども、父母にはあたたかに着せて、何ひとつ不足なきやうにいたしければ、父親のみならず継母も、その真実の志をよるこび、もと幼き時より育てし事なれば、わが産たる子も同やうにむつまじくぞ暮しける。世の中に心得違ひせしものは、継母は継子と必中あしき者のやうに思ひて、たまたま中のむつまじきがありても、他よりいろいろしりうごつものなるに、この権蔵母子は、誰ひとりも継子が生子か、其母と子のあはひを批判する者あらざるは、誠にたぐひすくなき事なりけり。然るに文化十二年の事とかや、此継母、懷妊なりけるが、既に分娩して、後の折合あしく、煩ひければ、権蔵、弟の利吉とかたらひ、良医を招き、高価の薬を需め、手を尽して、看病おこたる事なかりけれども、その効なく、日にそへてよわりゆき、昨日よりは今日と衰へつつ、既に命も危ふくみえければ、権蔵あまりのせんかたな

さに、弟の利吉にいふやうは、母親の大病、これまでいろいろと手を尽せど、いささかのしるしもなし、今はただ神明をたのみ奉らんより、外の事なければ、今日より、七日七夜、断食して、金比羅社に立願せんと思ふはいかにと云ひければ、利吉いたく喜び、われも種々心を砕く折から、よく心付給へりとして、夫より二人は断食して、湯茶をだに少しも吞まず、日に幾度となく、海辺に出潮をあび、祝をなし、一心不乱に金比羅社を念じて、母の病氣の本復をいのりけるが、比しも十二月十一日、今日満願の日に当れりとして、権蔵利吉の二人云合せ、折ふし父の長七、並に嫡子元右衛門も、留守なれども、母の介抱は、妹どもに任せおきて、満願の賽をせんと、日の暮過より、いつもの如く汐をあびて、身を裸ぎ、赤裸徒跣のままながら、萩新堀法光院境内なる金比羅社へとこころざし、脇目もふらず急ける。今宵は殊に風烈しく、雪霰ふりしきて、面をむくべきやうもなし。尋常の人ならば、綿衣の三枚もかさね、頭巾をかぶり、足袋をはきても、中々容易く歩みかたきに、兄弟は赤裸に徒跣、汐をみそがしまなれば、いとも烈しき寒風に、肌はさくが如く、手足もかがまり、目もあけられねど、ひとすちに、母の病氣の本復を、祈る心のかたければ、雪も氷も物かずならず、たとひ命は終るとも、此願はたさでやむべきかと、親ゆゑ励む孝子の大勇、降るをもふくをも、少しも厭はず、兄は弟を力とし、弟は兄をたのみつつ、やうやう三十町余の道をゆきて、新堀の金比羅社にまうでつき、一心に祈誓をなし、それより母の病のいかならんとおぼつかなければ、手に手をとって、またもとの、松本川の堤つたひを、急ぎつつ帰りにけるに、此あたりは北海の浜に近き川端にて、風はますます強く吹き、雪もいよいよ降つもあり、夜はしんと更ゆきて、逆巻くうしほ、岸にうちあげ、足くびまでもつかるばかりなるに、兄弟はこの七日

の間、一粒の米、一碗の水も吞まず、腹へり体勞れ、かつ赤裸徒跣なれば、いかに仕丁のをのことで、大雪を踏み暴風を凌ぎて、三十町余の道を往返することをえんや。つひに雁島といふあたりまで帰りがけるが、いまだ家までは、十町ばかりもある所にて、雪風ことに烈しくなり、更に手足もはたらかで、あはれなるかな二人の孝子、手に手をとっておもはずも、まろび仆れしそのままに正氣をうしなひ、絶入しに、かかる風雪の夜半なれば、往來の人もたえはてて、誰しる者もあらざりけり。家内には兄弟が、宵に出たるそのままに、曉までも帰らねば、近隣の人々、そここたとたねありき、雁島に於て、屍を見当り、直ちに駕に載せかへりて、療治手を尽しけれど、養生かなはでうせにけり。時に権藏二十二歳、利吉十六歳なり。此よし郡庁へとどけ出ければ、やがて役人立むかひ、屍を檢め、其よしを委しく申出けるに、今年は藩主在江戸にて、直ちに急使をはせて達しけるに、藩主殊の外に感ぜられ、猶委しく行状とり調べのうへ、例に照して、米穀を孝子の家に下されけり。彼繼母はさらぬだに、重き病に取そへて兄弟の者の死せしを悲しみ、ただ涙に沈みて居たりしが、これもほどなく空しくなりにけり。あくる十三年藩主帰国ありて、国学の祭酒山縣半七に行状を記さしめ、碑にして、香川津医徳寺の境内に建られ、金子若干たまひて、永く孝行の徳をあらはせしより、今に至ても、年忌ごとに、厚くとぶらはる事となりけり。嗚呼二孝子、かくの如く誠を尽し身を致して、金比羅の神にいのるに、神さらに愍みを垂れ給はで、これをよそに見給へるが如くなるはいかにと、疑へる人もあれど、すべて物にまれ人にまれ、天理と天數とあり、さるは天理を以ていふときは、二子の孝心、神の感応かならずあるべけれども、また天數を以ていふときは、二子の薄命ここにきはまりて、神もこれに助を加へ給ふことあた

はざるなるべし。されば天理天數の義を知らば、必ずしも、疑ふ所なかるべからんか。

六松

六松は、周防山口玖珂郡差川村の農民、三右衛門が家に事へし奴なり。母をきみといふ。きみ幼なき時に、父母を喪ひてたよらん所なかりしを、三右衛門これを憐れみ、養ひて婢とせり。後に六松をまうけたりけれども、父は誰ともしらねず、故に母子ともに三右衛門が家にあてその家事を幹なへり。三右衛門は、先祖を田中丹波といふ年中に別れて家を建たり。三右衛門は、一村に於ての旧家なり。此者の三男次郎左衛門といふ文年中に別れて家を建たり。六松うまれつきて、敦樸忠信、幼なき時より、三右衛門に事ふる、昼夜おこたらず、いかばかりの労役も、いささかも倦る事なし。母のきみなくなりて後は、ひたすら三右衛門にのみ倚りて、年月を過しけるに、三右衛門いつのほどよりか、家計衰へて、夫婦に二男一女なるが、朝餉夕食も飽く日なく、いかんともせんかたなき際に至れるを、六松いたくうれへ、みづから假に他人の奴となりて、其家より受る所の米數俵を、みな三右衛門に遣はせり。三右衛門これによりて、一家五口の凍餒を免るる事を得たり。然れども猶窮困にせまりて、差川にもすみ難く、つひに妻子と六松とを率めて萩府に來り、僦居して、傭夫となり、その賃をもて、四口の妻子を養ひけり。六松が母はもと平尾といふ所の者なり。平尾の邑主を毛利伊賀といふ。この伊賀の萩の邸に入て、厠養の奴となり、給はる所の月俸を、半を過て三右衛門に贈遣り、みづからはたたいささか分ち取て、飢を凌ぐばかりなりき。食物だにかかれは、まして身に纏ふ衣服は、縋縋を結び合せて、丐者にひとしき体ながら、それを愧る色もなく、暇だにあれば、三右衛門が許を訪ひて、彼が薪水の勞を助け、さばかりに流浪ても、なほ主僕の礼を失はず、三右衛門にかしづき敬ひ、年をかかて寒暑をさげず、誠を尽して事へけるに、三右衛門も、ま

た昼夜稼ぎはたらきければ、いつしか贏余の金銀も出来て、ふる郷の負債を償ひ、質当とせし田畠をも取かへすにいたれりしかば、六松とかたらひて、共にもとの差川に帰耕するに至れり。ここに於て村里の者、みな六松が義に感じ、子の無き者は、養ひて、嗣とせまほしきよしを、三右衛門に請ふもありけり。三右衛門もまた、功大なる六松なれば、田畠わけて別家をもさすべき理をば知れりといへども、そのむくいすべき事も、ならねば、せめておのれが猶子にして、産ある者の家を継がしめ彼が余年をやすらかにくらすせんと、そのよしかたらひたりしかど、六松肯てうけひかず、今われ主家を出たらんには、また誰ありてか、此再興のたすけをなさん、われはもとより一世にてたれり、もし主家の保護事終らずして、たゆるにも至らんには、たとへわが子孫昌えたりとて、何の面目ありてか、主家の先祖に泉下に侍せん、我誓て生涯主人と力を戮せ、此家をして旧業に復せしめん、主家だに全たからんには、われ老衰したりとて、倚る所ありといふべし、室家妻孥は、願ふ所にあらじと云て、其心確乎として、動かざりければ、おのづから藩庁に聞えて、享和元年二月より、月俸を給ひて其身をゆたかにせしめ、余年を慰ましめられにけり。かかりしほどに、三右衛門も老病に罹りて死し、妻及三子もみななくなり、六松ひとりながらへ、つひに文化十三年の正月に至て死にけり、寿八十三なりしとぞ。六松賤しき者の子とうまれたれど、人倫の道を弁へ、主家の為に忠を尽しし事、賞譽すべき行状の枚挙すべからず、いと多かりといへども、事が中にも、人情の堪へ忍びがたきは、飲食男女のふたつなるを、そのふたつを更に心とせず、ただ忠孝をのみ心として、亡母のうけし洪恩を主家に報いて、終身渝らざりしは、実に稀なる義奴といふべし。

下平邦造

下平邦造は、信濃長野の伊那郡飯島町の民なり。父彦右衛門の重病に罹れるを、三とせの間、恰も一日の如く、怠らず看侍し、耕作の余暇、読書に勉勵して、博覧の聞えもあり、窮民には稀なりと、近隣これを欽慕しけり。事県庁に聞えて、金三円賜はれり。

小浪 小よ

小浪は、伊豫松山の越智郡伊方村の民、檜垣嘉太郎が妻なり。二十一のとし嘉太郎に嫁しけるに、程なく夫腰痛になやみ、としを経て不治の症となりしかど、小浪志操を撓ませず、昼は薪を拾ひ、磯藻をとり、夜は糸を績み、機を織り、いささかの錢を得て、夫を養ひ看病に寝食を忘るるに至れり。然るに夫、小浪が若き身を以て、一日だに眉をひらける事もなく、憂き世過すを哀れに思ひ、病床によびていへるは、われ難病にかかりて、既に三年、更に平愈の目途も無し汝いまだ年若くして、此貧窶の中に居んよりは、家にかへりて、良縁をもとめ、再嫁すべしと、涙をはらひて諭しけるに、小浪病床にそひて、答へて曰く、良人には何事をのたまふ、妾をさなき時、聞しことあり、婦女一たび嫁しては、二夫にまみえずと、たとへ艱苦にたへずして、餓死したりとて、豈また他夫の妻とならんや、終身君の側に侍して、苦楽を俱にするが妾の本懐なり、願はくはかかる無益の事に心思をなやまして、病体を損ひ賜ふべからずと云て、これより殊に髪容をとり飾はず、ますます貞操の心志を表したりとぞ。これ小浪が二十三のとしなり。過し戊辰の春、旧藩の知事、面前にめしして、褒詞を加へ、二口米をたまはりたりしに維新の後、口米を廃せられたり。されどもいよいよ貞節を尽すこと、渝らず是に於て、県庁に伺ひ出たりしとぞ。また美作国勝北郡中島村の銀蔵が妻こよも、婦道を守りて、一男二女を産み、貧困の中に、これを養育し、年月をふるほ

どに、父子とも癩疾に罹りて、病床を離れず、こよ人に庸はれ、その賃錢をもて、病人を保養し、かたは二女を成育せしめたる、奇特の至りなりとて、若干金の褒賜ありしとぞ。

中島乙吉 田村良兵衛

乙吉は安芸国竹屋村の士族福永惣が従者にて、もと東京麻生の者なり。過し弘化五年に、惣が父助左衛門、江戸にて召抱へたりしが、それより二十五年の間、一日も怠惰せし事なく、毫も主命にたがひし事なし。実に稀なる質直の者なりとて、惣が親族近隣より願ひ出しかば、県庁にて取しらべの上、金千匹下し賜り度よし、大蔵省へ申出しとぞ。また同国佐伯郡井出村の民田村良兵衛性廉直にして、文政八年、十二歳にて、同村の高木四郎左衛門といふ者にかかへられ、四十八年の間主家の為にのみ心を尽して、忠直たぐひ無き者なるよし、県庁より、大蔵省に申出たり。

小林二郎

小林二郎は越後国蒲原郡二股村の民なり。兄省助罪ありて三宅島に流されしを、母日夜かなしみ慕ひて、涙にのみ沈みあるをうれへ、二郎、庚午のとしの秋、志を決して上京し、身を殺して兄に代らむことを訟へ願はんとなす。朋友ども、其の意をうかがひ知り、其死を止めて、連署の願書を添へ、本県へ願ひ出、なほ上京をもして歎き申しけるに、その誠や通じけん、省助つひに恩赦に遇ひて、辛未の春、三宅島より、東京に至り、おなじき六月、兄弟もろともに、故郷に帰ることを得たり。それより以来、兄弟睦じく、老母に侍養せしに、壬申の春、省助病に罹りて、つひに危篤に至りしかば、二郎いたく憂懼み、日夜衣帯を解かず、看侍怠りなかりしが、その効なく死にけり。その後二郎、ひとりして老母に仕へ母の嗜む所の物をば、需めに先だち、買ひ調へおき、供養少しも欠る事なかりき。すべて二郎がひととなり、温良篤

実、近隣の者も、賞譽せざるはなく、ただ母に孝養を尽すのみならず、他人との応接も、みな誠を以て交りて、ひととなりしより、今日に至るまで、終始一日の如し。

石川鉄五郎

府下本町に、石川太郎右衛門といふ者あり、その養子鉄五郎、もと浅草山の宿町大館清助弟にて十四歳の時、太郎右衛門が家の丁稚になれりしが、柔和温厚のうまれつき、主人太郎右衛門の意にかなひ養子にしたりしに、男子一人出生せり。妻は産後のなやみにや、ほどもなく死し、養父は脚氣にわづらひて、うちふしがちなるを、食事其外ころに悻らず、孝養を尽し、弟由松は盲目になりしかば、鍼術を習はせ、かつ叔父夫婦の長病をも、家に引とりて介抱し、夜ごとに水を浴みて、病者の平愈を祈りなど、至らざる所なく、養母叔母のみまかりし時も、困窮の中ながら、葬事吊祭ねんごろに取行ひ、今に至て、家内むつまじく、業を営めることども、府庁に聞えて、いたく賞譽にあづかりしとぞ。

やす女 みつ女

やす女は、深川西海辺大工町なる金蔵といふ者の女なり。三十二歳のとしに、夫金次郎、いづこへか家出して、ゆくへしられず、父の金蔵は眼病にて、業を営むこと能はず。ここに於て、やす女ながら、針掛するわざを覚え、細き煙をたてたりしがいつとなく、その業行はれずなりしかば、毎朝あかつきに起て、父と兄等との朝飯を調へおき、日々小菅村に至て、初挽をしたりけるが、その後金蔵の眼病ややよくなりしかば、二人の兄等に家を守らせ、其身みづから、針掛道具を荷ひ、父を伴ひて、ここかしこめぐりありき、艱苦をいとはず、聊かの錢を得、父の衣食を乏しからずさせて、孝養を尽しけり。その行状、近村こぞりて賞賛せしかば、つひに府庁に聞えて、褒賜にあづかれり。また駒込浅香山なる、

有田五郎兵衛が妻みつは、夫中風にて、半身不随、伴政太郎虚弱にて、世をわたるたづきも薄くなれるを、奮りて、夫にかはり家事を営み、夫の病ひ平愈の祈として、神佛に月参塩断等をし、昼夜看病おこたらず、夫の好物をはその意に侍らで、買ひ求めよろづにつけて、貞節を尽ししかば、子の政太郎も、おのづから業を励みて、俱に五郎兵衛に安心させたり。その行状を褒賞ありて、金一円二十五銭を賜はれり。

きさ女 たみ女

三河国^{豊田}八名郡萩平村の民野沢長八が妻きさ、生質柔順、親に仕へて至孝なり。長八をむかへて夫とせし後、女子出生せり。しかるに、長八放蕩なるゆゑに、きさ屢夫を諫むれども用ゑず、遂に老母これを離別せり。その後また、夫をいれず。娘たみも、母の質を継ぎて、幼より孝行なり、長じて夫を迎へ、男子をうめり。然るに此夫も、放蕩にして、母の意に適はず、また母より離別せるに、その後よく貞操を守り、昼夜はたらきて、母を養ひ、米価のたかきほども、活計たらずといへども、母には必ず米麦をあたへ、みづからは粟稗草根などを食せしとぞ。その行状、奇特なりとて、大蔵省より、金一円二十五銭を賜はれり。

けい女

三河国^{豊田}碧海郡東別所村に、山内藤蔵といふ者あり、その妻けい、貞婦なり。夫藤蔵、農間のかせぎといひて、家を出しより、更におとづれなし。もとより困窮の者に、親の孝養おもふまなめを歎き、隣村の豪家に日傭となり、晨に出て、夕にかへり、夜は糸をとり、これらの賃錢もて、朝夕の供饌に充しに、壬申の十月頃より、父老病にて、身体不随となれり。けい側を放れず、食物に意を注し、療養に心を尽ししかど、其効なく、遂に死去せり。かかれど葬儀を営むすべなければ、深くこれを歎き、自ら身を半

年日傭にいれ、その給金を以て、亡骸を葬むれり。その至孝を、比隣挙て賞誉せしかば、つひに県庁に聞えて、金千匹賜はれり。

星野彌兵衛

上野国^{群馬}馬場の星野彌兵衛は水沼村の農民なり。家富たれど、吝ならず。その性篤実にして、祖父耕平、父七郎右衛門より、引つづき、貧民を憐むを以て勤とせり。天保丙申のとし、国内飢饉にて、餓死に至る者多く老少共に、たつきにたへかね、流離四散して、穀商は更にもいはず、豪富の家を毀ち、米麦を掠奪はん事を謀り、所々かたらひ合せて、既に暴挙に及んとせし折柄、この彌兵衛、父七郎右衛門に従ひ、村里を駆めぐり、懇に説諭して取鎮め、おのれが貯ふる所の金穀を散して、賑救せり。この時彌兵衛年いまだ纔かに十三の小童なりしかど、身自ら金穀をもち、毎戸に分附せしをみて、皆その篤義に感銘し、前非を悔悟せざるはなかりき。その後成長に随ひ、人の為に難を解き、危を救へる事、枚挙に遑あらず。然るに慶応三年に至り、また年凶にして、物価騰貴し、小民窮乏に陥るが多かりしかば、彌兵衛多年所蓄の粉穀を出して、貧家に給与すること、天保の度の如し。これが為に人みな餓死を免かれ、其業に安んじたりとぞ。しかのみならず、維新以來、はやく上は朝旨を奉じ、下は時勢を察して、明治二年には、頑固の陋俗を説諭し、近村の男子をしてことごとく散髪せしめ、従来髪を結へる所の費、一人一年金五十銭を積み、小民の家屋葺補の方法を建、かつその国蠶糸に便なるを以て、大に製糸の器械を設け、人々をして、其産に就かしめしかば、隣郷に至るまでも、沢を蒙る者多かりき。この頃また学校設立の旨趣を体し、衆に先だちて、金千百圓を献り、かたはら四方有志の徒を説得して、遂に二千圓余の金額を集めて、以て小学校を創立せり。その平常のする処、ことごとくおほやけにして、いささかも私を加へず。

ここに於て、朝廷いたく褒美し賜ひて、代価二十円の時計一箇を賜へり。

平山二兵衛

下総国下総印旛郡富村の戸長平山二兵衛といふ者、資性篤実にして、深く配下の民を憐めり。ある夜、更たけて、門外に嬰兒のなく声するをきき、長男を起して、これをみせしめしに、いまだ三歳未満の棄児なり。ただちに近傍を搜索せしに、ひとりの婦人去りがてに躊躇るがあり、これ必ず棄児の親母なるべしと、追りて問ふに果して然り。婦なくなく謂へらく、凡焼野の雉子、夜の鶴、生としける者の子を受せぬやは侍るべき、いかにせん、貧にして養ふこと能はず、見す見す餓死せせんよりも、寧仁者の門に棄、恩育にあづからば、却て児の幸福ならんと、止を得ずして、ここに及びしなり、と涙とともにかたりけり。二兵衛これをききて、天倫の廢すべからぬ理を、懇に説示し、養育金をつかはして、かへしたりとぞ。これよりさき、配下に墮胎の弊多きを憂ひ、若干の金を散じ、貧民の子弟の、生育なし難き者を貰ひうけ、養育せし事、十人、その所為みな誠実より出て、名聞にわたらず、殊勝の事なりとて、もとの民部省より、金二百円下し賜はれるを、感佩のあまりいよいよ勉強し、その拝金を資本として、貧民に年賦にして貸し付け、救窮の方を建、また村内に居住の非人、二十四名に、将来授産の法を定め遣しなど、その外奇特の事どもおほかりければ、褒賞として、銀盃ひとつを下し賜へり。

田邊新七郎

木更津県木更津の権典事田邊新七郎は、過し辛未の十二月に拝命せしより以来、ことにその職を勉勵せり。然るに此県の管下は、墮胎の惡弊おほかるほどに、県庁より、おほやけに申して、この救育の法を制し、新七郎をして、これを掌らしむるに、新七郎慨然

として担当し、豪富の者を説諭して、若干の米錢を集め、その費に充んとするに、房総、むかしより、風儀あしき国にて、墮胎棄児などは、民間の常の事と心得、新七郎に随ふ者なし。ここに於て、新七郎一層苦辛し、つひに上総の武射郡富田村戸長、大高善兵衛、その外二人を鼓舞し、管下を遍く廻りて、誘導力を尽しけるに、富豪より、中農に至るまで、有志の輩あまた出来て、新七郎が説諭に感服し、育児の資本として出せる金、殆八万円余に至れり。その事の施行なりしに、小前の百姓に至るまで、意味貫徹し遂に数百年の惡習をして、一朝に洗除せしむるに至れり。みなこれ新七郎が赤心勉強鼓舞誘導の力によりて、新七郎に七円五十錢、善兵衛に銀盃三ツ組下され、外二人をも褒賞せられしとぞ。

岡田佐平次

日新嘉事誌には
佐次につくれり

遠江国遠江浜松佐野郡倉真村の農民、岡田佐平次は天資温厚篤実にして、その家富めり。常に業を励み、儉をつとめて、救賑をもはらとなせるほどに、その沢を被る者、殆数村に及べり。ことに佐平次がすむ所には、その徳化洽く行はれて、一村の協和一家の如し。故に里中の風俗、最も純美にして、山腹の畑、溪間の田といへども、開墾のこれる所なく、道路に塵芥みえず、糞瓶汚穢を蔽ひ、行人をして、掩鼻閉目の患なからしめたり。その意を用ゐ、其力を竭せる、一視以て百事を察するに足れりといふべし。さきに太田備中守領主たりし時、安政元年に、貧民救助として、六十年の間、年々米五十俵づつ、献納すべきむね、願ひ出、その米作る田を、報徳田と称して、過る壬申のとしまで、既に十九年、納米怠る事なく、年々救貧の資に供し、其余金尚千五百二十三円八十八錢、旧県より新県へ引渡しになれり。また報徳会と号し、村々に於て會議をなし、米麦菜蔬の培養、地味の検査など、互に



發明せし事どもを討論し、その農事に辛勞するの功、かくの如く
 すくなからず。これはこれ、佐平次いまだ幼なりしほど、有
 遠慮、無近憂の語を母より聴て、耳底にとどめ、常に暗誦
 したりしが、長なるにおよびて、易経をよみ、君子安而不忘
 危の章に至り、さきの語と、意の一なるに感悟し、それより以來
 いとど用を節して、不虞に備るを、平素の務となし、勉強して
 今日富を致せる、是全く母の賜ものなりと、その語を記し、守
 袋に納めて、遺忘に備へ、六十余歳に至るまで、造次顛沛も、膚
 を離さず、遵守し居るよしなり。その志操のすぐれたる、實に至
 仁至孝の者ともいふべく、母もまた古語を以て、子を教諭せる
 かの孟母に似たりと称せんも、をさをさしひとには、あらざる
 べし。故に県庁いたく賞して、賞賜ありしとかや。

実禅法師

新羅実禅は、遠江浜松の豊田郡萬勝寺の住持なり。明治二年に、
 寺院に告諭して、鰥寡孤独癡疾のものを、教育すべき事を、おほ
 せられしかど、佛氏のならひただ因果の理をのみ積きざとして、
 現世の道を任とせざるものなるゆゑに、随ふ僧徒もをさをさあら
 ざりしに、この実禅、はやく告諭の旨に体して、人よりさきに従
 事し、窮民を視ること、慈父の愛子におけるにことならず、これ
 しかしながら、実禅が性質の仁厚なるに興りて、公議にもよほさ
 れたるゆゑなりけり。故に梅瘡癩疾の徒は、近く接るに耐ざるが
 大かたの人情なるを、実禅これを少しも厭はず朝ゆふ座右に群居
 せしめ、薬餌を与へ、起臥を扶け、涵養看護至らざるなし。また
 壮丁には藁沓草鞋、健婦には縫針洗濯、各その業をなさしむるに
 自らまづ手を下して、これを導き少年には読書をさせ、習字を教
 へ、人道をしらしめ、わが一身を以て、此百事にあたり、昼夜怠
 倦の色なく、ねんごろに撫育の真情を尽せる、実に親戚骨肉の際

におけりといへども、及ぶべからざるが如し、遠近これが為に感動して、或は金錢、或は菓餅、或は菜穀おのおのその志に随ひ、寄贈して、費用をたすくる者、綿然としてたえず。そもそも僧徒の、貧院を維持するのみに、容易からぬわざなるを、かくの如くの善行を施せる、全く実禪が耐忍の志操によれる所にして、いはゆる身を殺して仁をなす者にあらずば、いかでかからん。彼ひたすらに佛徳を称揚して、愚民を誑惑する売僧にくらべて、いかにぞや、実に雲壤氷炭の違ひにあらずや。されば実禪が如きは、衆生済度の本旨を得たる者といふべし。

小宮芳義

相模国足柄郡八沢村の副戸長、小宮芳義は、うまれつきて、篤実温厚なるゆゑに、一村のものども、みな睦まじくなつきたりけり。こたび地券を改め行はせ賜ふにつき、近村より、金千六百拾円余の田畠を、質に取置しに、その地主どもを、自らの宅に招き、今般地券の公布は数百年來錯雑せし田畠を改正して、本人所有の確証を頒ち下され、永く各家に附与せしめ賜はんとての御旨趣なり。然るに、もと外人の名田なるを、その質流れたりとて、これを引受わがものとするは、本意にあらず、故に質物にあづかりおける証券かへしまいらするほどに、各地券を、公庁より受取らるべしと、申聞せ、それが中に金五百拾四円余は、極貧の者なりとて、代価なしにかへし遣はし、金千九十六円余は、これも同やうに行ふべくもおもへど、この質主たちは、極貧といへるにもあらねば、代価なしにかへしては、かへりて当人の心緩みにもやなりなんとして、永貸といふになせりとぞ。ここに於て、近傍の者どもの感服させるはいふも更なり、他邑の者に至るまで、いたく稱讃して、芳義が高義をはめぬ者なかりけり。原来地券発行より以降、質地受かへしの事につきては、民間の苦情、いひ尽しが

たき事どもありて、村々の騷擾おはかたならざりしに、芳義代価なしにこれをかへしより、一里の勸奨となれるのみならず、地券施行の主意、明瞭を得たる、まことに芳義が功大なりといひつべし。

久兵衛 ぬひ女

大阪に義奴久兵衛、忠婢ぬひの二人あり。共に阿波座中通りの町人喜多某が家の奴婢なり。ぬひ女は、今のあるじ喜多某が祖父三郎兵衛が代より仕へたりしが、主家年を逐て零落し、三郎兵衛も老病に罹り、朝ゆふの烟さへたて難くなり行しかば、家財などを、一物も無きまでに売却ひて、いとど困窮に至れり。ここに於てぬひ、その家、魚市に近きをもて、昼は魚類をうりありき、夜は燈下に縫績し、一身の辛苦を厭はず、老人幼児の飢渴をしのがせ、また病者の看護をねんごろにせしが、医療験なくつひに無くなりしかば、埋葬よりはじめ、忌日の祭儀に至るまで、皆ぬひが周旋によりてとり行ひ、その後、幼主ぬひを大切に撫育し、手習ひ裁縫のわざ、心を尽して教へみちびけり。ぬひその時既に七十余歳、これが親族ども、みなその老衰を憐み、帰郷して、やすらかにくらすべきよしを、屢勧むといへども、主家の相続極まらざるうちには、暫て家に帰らじと答て、うべなはず。ここにむかし喜多が家につかひし僕久兵衛といふ者あり。さいつとし、主家にゐる程いささかなるたがひめ出来て、本国に引とりしが、主家の安否をとんとて、今を去るこ十余年前、ふりはへて出来りしに、三郎兵衛夫婦は既になくなりて、その後家業いたく零落したるを、ぬひ、女の一身を以て、艱難の中に幼主を養育する、厚き志を感歎し、故主の恩に報いんと、おのれもそのままここにとどまり、ぬひに力を併せ幼主をもちたつるよし、府庁に聞え、神妙の至りなりとて、二人の者に、若干の褒金を賜ひ、行

状を門閭に掲げ表せりとなん。

とめ女

築後国三浦の上妻郡一條村の民、吉山又次が女とめ、明治六年に十歳になれるが、父母に仕へて、成人の者にもまされる勞をうれへず、日夜履査をつくりて、近傍の市街に売り、その得たる錢もて、父は酒をこのみ、母は烟草を嗜めば此兩品を求めかへり、両親の心を慰むるを、おのが楽しみとせり。としはもゆかぬ幼稚の者の、かかるは天性なり、といへども、実にめづらしき事なり、と近隣これを賞せざるものなし。然るに七年の一月十九日、同村のうち、字を住吉といふ所に、母に伴ひて、薪樵りに行しに母誤ちてそこなる深堀におちたりしを、見るそのまま、かの孝心の一途より、これをあげんと、馳ゆきて飛入しに、いかでかざるをさなきものの、かよわき力におよぶべき、つひにその身さへ水底に沈みて、空しく死にけり。是をさく者、涙を流さざるは無し。その顛末を県庁へ申ししに、平素の行状大人にすこしもかはらず、今またかく母を救はんとして、却て身を失へる、到底至孝の真情に発したる、まことに奇特の至り、一般の風教にも係ることなればとて、父又次に、祭祀料若干を賜へり。

いえ女

豊前國小倉県宇佐郡の嚴保新田に、岡平左衛門といへる民あり。その妻いえ、過し慶応二年に、平左衛門が家に嫁しけるに、程なく平左衛門、癩疾に罹り、翌年に至りて、病毒全身に及べるをいえ日夜看護して怠らず、かつ舅は七十五、姑は六十六にて、この老夫婦の給仕をとりそへ、いえ一身を以て、これに當り、年月をおくりけり。さらぬだに貧しき暮しなるを、夫かくの如く、不起の病ひを得し後、いと困迫に及び、すでに餓死にも至らんとするの形状なり。さるにより、いえが旧里の父母親戚、これを見兼

て、離縁せよと勧むといへども、いえあへて肯はず、安楽に合て憂患に離るるは、義にあらず、女なりとて、道をふみたがへんやと答へて、窮を忍び、飢を堪へ、或は人に傭はれ、或は海草を摘み、力を尽してはたらくといへども、負債日を逐ひて嵩みそふまに、家をも人に与へて、わづかに豚を容るるばかりの蝸廬にうつり、いよいよ節操を変へず、心志を励ませるは、僻陋の小民にはまれなり、とて若干の金子を下し賜はれり。

松本忠吉 三浦小右衛門 雪田浅吉

この三人は、ともに陸奥青森の津軽郡の者なり。そのうち忠吉は青森町の商なるが、うまれつきて敦朴、よく父母に孝を尽せり。今より十八年以前、父心疾に罹りしを、看護怠らざりけり。平常父に仕へて、いささかたがへる事なく、道ゆくにも、父走ればおのれも走り、父とまれば、おのれもとまりて、何事も父のするごとくせり。故にみる者その至孝を称せざるなし。年三十に過て妻を娶らんことを勧むる者あれども、もし婦の、父母の意に背くことありなん時には、と恐れて、なほ独身なりとぞ。また黒石浜町に三浦小右衛門といふ者あり。年六歳にして父にわかれ、引続き再三の火災に罹り、家産零落せしに、母さは、七年まへに盲目となりけり。外にたよるべき親屬もなければ、母、盲目ながら繩なひ、草鞋つくりて、朝ゆふの煙をたてけるに、小右衛門をさな心にも、母の艱苦を見るにしのびず、十歳の時より、或人のもとに、烟草の葉のしに雇はれゆきけり。行ときは、朝、人よりさきに起て、母の手業の薬を打柔らげ、薪水の勞をなし終らざれば出ず。かくの如くすること、一日もかはらで、昼夜身をせめ、つとめければ、貧しけれど、凶年にも、いささか他人の助力をあふがざりき。また細野村の雪田浅吉、十五歳にして母を失ひ、父は常に酒を嗜みて、我慢なる性質なるに、そのいふ事に、いささかも

たがはず、六年以前より、父中風の症にかかれるに、侍養力を尽し、やや病ひの快くみゆる時は、背負ひて温泉に浴せしめ、また山野にいざなひて、病體をなぐさめけり。この三人、同郡のうちにうまれ、辺鄙におひたちながら、孝道を弁へて、かくの如く行状なるは、他県にも類ひおほからじといふべし。

三兄の孝行

因幡国^{鳥取県}美郡行徳村に、藤岡久四郎といへる貧民あり。眼病にて、明を喪ひ、家業を営むこともならずなりにしままに、いとど困窮して、朝夕のけふりをも、えたてやらぬ日多かりけり。妻をとくといへり。幼少の兄三人ももたる婦なるが他夫と姦通して家をいでしかば、久四郎いかんともせんかたなく、ただ坐して餓死するを待つのみなりしかば親戚または近隣の者の憐みをうけ、恵みを得て、露命を繋ぎあたりけり。長子を嘉市郎といふ。此者いまだ七歳未満の幼稚ながらうまれつきて孝心ふかく、近村をかげめぐり、糠を買て、問屋に持ゆき、その価を得て、父と弟、妹とを養ひつつ、年月を経けり。いつしか十一歳になれるに、孝心ますます篤く、いかにもして、病父を安楽にくらしめん事を思ひ、いよいよ商業に勉勵せり。孝子不匱の古語の如く、妹こう、やうやう十歳になれるも、みづから子守奉公に出、いささかの給銀を得て、兄に予へ貧を助けんとし、弟秀蔵は、九歳にていとは稚なけれども、これも兄に化せられて、兄の商業をたすけけり。また久四郎も、三人のいはけなき稚児等が、かくかよわき力を尽すをみて、盲目ながら、草鞋をつくり、嘉一郎が勞を分たんとせり。かくの如く、父子の親愛いと厚く、一家のうちよく和せるも、畢竟嘉一郎が至孝の致す処、もとより僻邑の小民、孝悌の何物たるをしらずといへども、天に稟たるの良心、幼稚といへども、おのづから發して、かくの如くなれるは、当然の理なりといへど

も、をしむらくは、貧困に逼りてかかる美質をもちながら、学問に従事する能はざることを。もしかかる者をして、学校に入れ、開化の道をしらしめば、その成立する所、果して後人の模範ともなりぬべからんか。

明治孝節録卷三終

明治孝節録卷四

久保田兼吉

駿河国静岡富土郡西邑奈村久保田兼吉は、年十三四の幼児ながら、平素温厚篤実にて、父母に孝養を尽せり。父は貧困に逼りて発狂し、母は持病ありて、常に伏せり。兼吉幼なごころに、これを憂へ、野菜干魚の類を、未明の頃より、黄昏までうりありき、家にかへりて、少ししいこはず、夜すがら父のかたはらにゐて、父の心を慰めしむ。かかるを神明も感じて助け賜ひけん、父の狂疾いつしか愈たり。ある時、家賃のとどこほれる、数月に及べるを以て、家主より、これをはたるに、両親ただ当惑して、答へをもえせず、然るを兼吉、いささかもたる自らの衣類を質にして、これを償へり。物欲しがるが小児のならひなるを、身に纏ふべき衣服を棄ても、両親の心をやすからしめんとする、年齒もゆかぬ幼なき者には、たぐひあるべくもおぼえず。その後また、家主、兼吉親子のすめる家を、他人に売却たりしかば、兼吉にはかに居所を失ひてとほうにくれるたりしを、近傍の者憐みて、九尺二間の小屋をとりたて、兼吉に与へけり。これみな孝感の然らしむる所にして、県庁よりもいたく賞賜ありけりとぞ。

車夫某

府下浅草の聖天町にて人力車を挽く者、道の中に蹲り居るあり。邏士某あやしみて、いかなればかくてあるぞ、早く起てといふ。車夫せんかたなくたてるをみれば、両脛ともに墨に染めたり。邏士また、その墨もて染めしゆゑをとふに、車夫首を垂れて、涙をうかべ、畏縮せしきましていひけるは、僕が母、病ひ旦夕に迫れども、これを養ふに術なし、些少の車賃、乗客なければ得ること能はず、今夕いかんともせんかたなさに、脚絆を典にして、飯

料に充んと、脱てこれを質庫に投れ侍りぬ。然れども、業を廃すれば、また明朝の蓄へなく、明朝の蓄へをなさんとすれば、脚脛を掩ふの具なく、犯法の罪に陥らんとす、宜しく処置し賜はるべしといふ。邏士これを聞て、いたくその情実を憐み、一步の金札を出し、典物を取返し来れといふ。車夫やがて質庫に走り、脚絆を取帰り着るをみて、邏士は立去んとす。車夫懷中よりかの残金と質庫の書券をとり出、邏士に返呈して恩を謝せるに、邏士これを取らず、強て車夫に投せて立去れりとぞ。

三河屋某妻

横浜の弁天通に、三河屋といふ、売酒と両替とを業とする者あり。老て子無きままに、養子をし、これに婦を娶らせて、家業を委ね、おのれら夫婦は東京に退隠せり。それより、若き夫婦、家を治めて、いよいよ商業も盛んになれるに、いつのほどにか、その夫、ある賤婦に惑溺し、つひに家を出て、その賤婦をたづさへ、外宅に住みけり。それより、日夜のわいだめなく、驕侈を尽すよし、東京なる老父母これをきき、いたく怒りて、本港の肆にかへり、養子をは、本生の家にかへし、養女と離別させにけり。然るに養女、少しも夫の、おのれを棄たるを恨みず、ひたすら夫の罪を宥めて、もとかへし賜はれと、歎き願へり、といへども、父母これをきかず。かれが所行の宜しからざる、一日のことにあらず、このままにさしおかば、かならず家をも亡ふべしとて、さらに後夫を迎へんことを勧むれども、婦かたく辞して、先夫心を改めたといひて、若き女の一人家事を治め、昼は肆にゐて商ひを専らとし、もし来客あまたありて、繁雑なる時は、みづから場に立て、酒を量り、客をして空しく、待たせん事を恐れ、黄昏に近づけば、その日の沽酒、并に両替の銭数を計算し、帳簿に照写して、事を

畢へ、夜は衣服の裁縫にふかして、まづ召仕男女を先に臥さしめ、さて後、火の要慎をし、戸の闔閉をして、寝所にいる、そのする所、一日も怠ることなし。また東京なる養父母に、孝養を尽すことまします厚く、常にみづからは、羸服を身に纏ひて、ただ肌膚の露はれざるばかりなれども、養父母には、夏冬の衣服、時をたがへず調へ遣はし、いまだ三十にたりたらずの、若き身ながら、夫を離別せし後は、紅粉を粧ひしを近隣にも見し者なしとぞ。さばかりわれにつれなき夫なれども、いささかも嫉妬の心を挟まずおのれは、独身を慎みていかにもして、先夫をもとの如く家に帰さんことを願へる、その志操、感ずるにあまりあり。たまたま東京より、養母来りしかば、手代の者に肆を委ね、養母に伴ひて外出せしに、外見またく下婢の附従へるが如く、途中、養母の手を曳て、ここかしこに逍遙せしめ、その機嫌を窺ひては、ただ先夫を家に帰さんことをうたへ願ふの外他事なし。養母もその孝貞ふたつながら失はざる心操を感じ、不便を加へて、撫愛せりとぞ。

せい女

神奈川県井戸谷村の辰蔵といふ者、その性、質直にて、農業に勉勵せり。婦の名をせいといふ。人のもとに雇はれて居たりしが、辰蔵に婚きてより、夫婦の間むつまじく、さらに反目の態なかりけり。三とせばかりもあひすみけるに、ある時辰蔵、鬱鬱たるさまにて、一室に籠居せしが、俄かに突起ちて、壁にかけたる利鎌を把り、せいが頭髮を提て、切断けり。せいは夫の発狂せるを知り、近隣に告て、その看護を請ひ、医藥折檻に心を尽ししかば、日ならずして本復せり。その後平穩にて、方田常の如し。然るに近き比、夫婦相議して、郷里を去り横浜の北方村に移りすみ、いさかなる商業を営めり。一夜夫妻ともに飲酒していねたりしに、辰蔵再び狂疾やおこりけん、ひとり起出て、せいが櫛篋より、剃刀

をとり出し、熟睡せしせいが咽に傷つけ、更に自屠せんとして、腹を切たり。妻もこれに驚きて起き辰蔵が狂も、また醒けり。されども夫妻ともに、要所の疵にあらぬを以て死なず、忽ち大声をたてて、人をよぶ。近隣これをきき、馳せ来りて介抱なし、医を招き、疵を療せしむ。医縫ふ事、兩人にて三十七針、この事につきての入費は、媒妁せし甚右衛門といふもの、これを償へりとぞ。さて月日へて、夫妻の疵も愈えければ、甚右衛門またせいが父なる者、辰蔵の狂疾を恐れせいを離縁せん事をいひけるに、辰蔵も今更に過を悔めといへども、せんすべなく、理に伏して、離縁に決せり。然るにせい、承引せず、父並に媒人の言、背くべからずといへども、一たび夫妻の契を結びしうへは、狂疾を忌て、みづから去るべきのいはれなし、病はおのづから愈るの期もありなん、あはあはしく夫を棄んことは妾が本意にあらずとて、啼泣してやまず。ここに於て、父も媒人も、強るに辞なくしてやみにけり。かくて近頃に至り、活計のたちがたきを以て、夫婦相かたらひ、辰蔵は佛国商館食料の麵包を焼く洋人の配夫に雇はれ、せいもまた洋人の小児を保護する者になり、夫妻同所につかへけり。然るに明治六年十月三日の曉、せい未だ目覚ざるほど、辰蔵まづ起出て、忽ち庖厨より、洋人所用の大鉞を携へ来り、せいが頭腦を打裂く事二寸五分ばかり、せい驚き叫び、起んとする所を、また長五寸、深さ四五分切こみたり。せい苦声を揚て、わめく時、辰蔵本心にや復しけん、倉惶てて逃去けり。家長の洋人夫婦、これをみて、いたく驚愕し、北方村の甚右衛門をよび寄せ、其区の扱所にうつたへ検使を迎へけり。せい始末を甚右衛門にかたり、且いへらく妾既に父の命、親族の言を聴ずして離縁をせざりしうへは、たとひ死すとも、辰蔵が婦たり、此期にのぞみて、貞操を変すべからず、願はくは、妾が死後、夫の罪にかからぬやう



に、とりはからひ賜はれ、といひて、更に檢使に對ひ、懇に夫の罪無きよしを陳べたりしとぞ。嗚呼片鄙の一端にして、かくの如きの氣節ある、實に称述するにたれり。

妻より妾におくるふみ

長野県貴属の士族某、信濃国高井郡飯山町にすみけるが、本県の官吏に補せられて、飯山より長野に來りすめり。されど、老母の病るがありて、其妻は夫に随ふこと能はず。故に妻のかねて知れる女を撰びて、妾とし、我が代りに仕ひ賜はれとねがひしに、夫もこれを許しかば、その女を、長野なる夫の寓所につかはして、後に妻のもとより、妾にふみをおくれり。その書尋常の女の情報にてあやある文にはあらぬものから、いささかも、嫉妬にわたれる言詞なく、偏へに夫に仕ふる心術を教へたる実情のふみなるゆゑ、ここに記して、人の婦たらん者に示すものなり。そのふみにいはく、おなじ木のもとにあひやどりし、おなじ流を結ぶも、みなさきの世よりの契といへり。そなたとわが身は、いかなる宿世の縁にか、そなたより親としたへば、又こなたにも子と思ひ、不便もまさりて、長く辛氣をこらへ、やうやうと同じ君に仕へ奉ること、いとも嬉しき事に候。去ながら、此末、わが身とそなたとの心ひとつにて、勿体なくも、君の御名に、疵のつく事に候へば、必ずあけくれ心をせめて、申陸じく、よく勤め賜ふべし。ふつつかなる吾身ながら、申す言葉を捨てせ賜はず、そなたをすすめ奉りし事を、御用る被遊候て、かやうに相成候事なれば、これよりは、世間の人々にも、何がしの内は、妻妾あれども、波風たたず、むつまじくめづらしき事かな、是全く、旦那のをしへよきゆゑと、風聞ある様に致し候も、みな兩人の胸にある事に候へば、何とぞ心にへだてなく、もし心配の事ある時は、わが身につたへよ。むかしより、本妻とてかけとの中、婦と姑との中のたがひめの事、

あげてかぞへ難し。すでに飯山にも、何がしさまの御宿にては今、
本妻でかけの中むづかしく不和のよし、承り候。これその何が
しの事にあらず、皆そなたとわが身のよきてほんに候へば、必ず
心を尽し、いつも立派に、人々いつみても、機嫌よく、くらすと
いはるる、手本と相なるべし。これ人にならふに及ばず、兩人の
むねにある事なれば、此君の御もにつかへ奉らんとおもふ一念
を、わすれ申べからず。当御時節は、下人もおほくは暇を出し、
わが身をせめて、朝ゆふの炊きも致し候事ゆゑ、人鉾を持たまへ
ば、出来ぬまでも、われも鉾をもち申すべし。我もてば、そなた
も持べし。いづれにも、女子は嫁しても、安き心はなきものに
めいめいに苦勞のなきといふは御座なく候へば、そのつもりにて
御互に、逆も暮すならば、心おもしろく世をおくりたし。わが身
むりにそなたを呼よせ候事ゆゑ、心がけあしく、あだに月日を送
るやうの事候はば、必ずそなたゆゑに、我身も君にうとまれ申べ
し。その時になりて、われいかにせん、何とぞ是迄不便をかけて
こなたへ呼よせ候恩をわすれ申さずば、君を大切に致して、くれ
候へかし。申までもなく候へども、いかやうなる御仰事候とも
必ず言を返さず、又は御返事はいたしながら、早くたぬは誠
に見ぐるしき事なれば、身を返事と一所に立て、御用のすぢ承
り候へ。扱女と申ものは、馴るに随ひ、心ゆるみ、仰事も、わが
氣にいらねば、御返事も慕々敷致さぬやうになる物に候へば、決
して決して、左様なる我まを致し、我身に迷惑かけ申間敷。馴
るにしたがひ、礼儀たたく仕へ奉るべし。ふだんみだらに暮し
候時は、自然と人様御出の時も、その風みえ、われは主人の氣に
いりなれば、いかやうにしてもすむといはぬばかりのそぶり見え
て、そのみにくき事どもは、君の御耻に候へば、あくまでも礼儀
ただしく、よく仕へ奉れば人皆君をほめ、そなたをも、をとなし

き女子とほめ申べし。其時は我も鼻を高うして、いとど嬉しく悦
ばしく、何にたとへんやうもなかるべし。やどには若旦那ひとり
にて、二男はわが身の里かたへ遣はし候へば、心ほそく、何とぞ
心をすなほに持て、よき男子を早くうみ賜ふべし。われ深くいつ
くしみ、大切にそだて申べしと、そののみ樂しみに致し候。必ず
必ず身おもく相成候ても、隠し、人しれずすべからず。必ず
君の御たねを、われ何を以て心あしく思はんや、もとより、その
心づもりにて、そなたをおすめ申せしなれば、我に任せ、そだ
てさせ候へば、世の人それに帰服して、あしき風聞は致すべから
ず。実にそなたと、わが身の中は、かくまで思ひ思はれ候事、不
思議といはんか、あやしき事ならずや。是ほどの中なれども、互
に嫉妬の念ある時は、段々と年月かさなるに随ひ、つひに隔て出
来て、大なる恥となる事なれば、女の第一つしむべきは、嫉妬
の念なり、しぜんそのふりを見せ、君にうとまれ給ふまじく、先
頃、御足の御痛みより、またまた御風氣のやうに承り、いとど
御案じ申上参らせ候。御心あしき時は、猶更大切に、何事も仰の
ままに仕へ奉るべし。ふだんの御氣性ゆゑ、とかく物に凝たまひ
て、根氣つかひたまふ御氣質に入らせられ候へば、御召上り物も、
心づけ、あしき品は御とめ申て、決してあげ申間敷、御酒は少々
づつは、御からだの御くすりになり候はん、とぞんじ候へども、
多くはめし上るまじく、是はそなたより申上候て、深く上まじく、
又たれかれに限らず、御つかひ被遊候者は、よくよく心をつけて、
深切を尽し、勤め申べし。人の過は我身に引うけ、御諒申上べし。
わが功は、人に譲りて、君に申上候様に致候はば、その情深き意
を、ありがたく思ひて、みなみな服し、身に禍もある事なかるべし。
必ずわが誠め、心にとめ、失念いたすまじく候。約束のからし漬
木の子、そのほかねぎ今日おくり候へば、受取可申候。けだしと、

袖なしは、少々間にあひかね候間、跡よりおくり可申候。それまでは、わろき着物を下にて、風ひかぬやうに用心いたし可申候羽織は、われ亦旦那様へ御願ひ申上候間、そなた見たて候て、こしらへ候様致すべく候。扱々若き女子と申ものは、世話しきとても、湯てうづは怠るまじく候。急に御客様ある節、是は宿よりおくり候めしつかひなり、と仰られ候ても、さもしき顔を見せたくなく、第一旦那様を敬ひ奉り候事は、身仕舞致し候を、敬ひの一つとは致すものと、昔の人の申おかれしなれば、左やう心得有べきなり。そなたおそばに居候ゆゑ、此表にをり候ても、誠に誠に楽々としたるこち致し、悦をり候。此上は不調法のなきやう、つつしみ勤め申べし。は何より何より、私へたいしては、うれしく候云々かし。以上その実情紙上に溢れて、いかなる如婦もこれを見れば、身を顧みざる事はあるまじくおぼゆ。もとより此婦少しは書をも読める女とおもはるれば、夫の為に、妾を迎へしもの士のある慣習を知てせし事なるべければ、いささかも嫉妬の情をはさしはさまで、その交際恰々たるべく、またかかる賢女の選びたる妾なれば、その女も身を慎みて、たとへ主人の寵をうけても、尊卑の位をわすれず、妻を尊とび仕ふるなるべし。あはれ世の妻妾たらんもの、此ふみに倣ひ、中睦まじくすべくこそ。

竹村甚右衛門

相模^原足柄^原の愛甲郡厚木村の民竹村甚右衛門と云者、孝友の美行あるを以て、足柄原より賞金を賜ひて旌表あり。そはもとより農業を勉勵して、家産も豊なるまに、いささかも父母の欲する所に、停りし事なし。父の没後母の孝養至らざる所なく、過し申のとしの春、母病ひに沈みしよりは、殊に昼夜側らをさらず、看侍に精神を碎き、良医とだにきけば、遠近をとはず、迎へて治療を請ひ、なほ妹婿おなじ村の鈴木吉兵衛が、まづしくて活計に困しむを、

母の常に憂思する情を察し、生前にその意を安ぜしめんと、妹夫婦を病床に招き、金百円遣はし、また前年召仕ひし秋山半蔵、不幸にして長病にかかり、朝夕の煙をもたてかぬるを憐み、金三十円をめぐめり。かく人の急をすくひ、難を助くる事のおほかる。みな親をおもふ心をおして、其外にも及ぼせるなれば、勸奨の為に賞典をも、賜はりしなりけり。

角屋助三郎妻まさ女

長門国^{山口}豊浦郡清末の鞍馬町に角屋助三郎といふ者あり。その女まさ、幼なくて父にはなれ、母ひとりに育されたりしに、いまだ物の弁へもなきほどより、母に事へて、いささかもその意に背きし事なかりしかば、おのづから聞えて、藩主よりも、幼き女にめづらしき事とて、物給はりなどしけり。成長て後、簪を迎へけり。これもその名を助三郎と改めて、おやの跡を續ぎ、家業に怠らで、坊の長をもつとめ、夫婦むつまじく暮しけるが、老母六十ばかりの頃より、ふと病床にうちふしけるに、さらでだに孝心深き者どもなれば、朝ゆふ母の側を離れず、薬餌のあつかひにのみかかりて、家内の食物をば、母の眠れるほどに調へ、目さむればやがて背を撫、腰を摩りつつ、或はよもやまの物語に鬱をはらしめ、或は簪を招きて、談義に徒然を慰めなどして、心を尽し介抱しけるほどに、母も病苦をわすれて、七十余までもながらへ、なくなりしにけり。まさが歎きおほかたならず、あけくれ牌前に向ひ、生ける時の如く物いひ、また折々は、母の遺髪をとり出し、撫みさすりみして、まさしく母に逢へるが如き状をしつつ、歎びもし、悲しみもしければ、助三郎も、その現なきやうなるまさが意をおもひやりて、知りがほせば中々に恥ぢもやせんと、見ぬふりしてぞうち過ける。然るに助三郎、母の病に罹りしころより、あだし心のいでて、をりをりある女のもとに通ひけるを、いつ

しか政もしりたるさまにはみゆる物から、嫉妬がましき言をいはず、その女はた、助三郎が家近き者なれば、をりをりは出入もするを、来たる時も、まさ、日頃にかはりし面色もせず、いつとも親しくかたらふを、助三郎いぶかしく思ひて、とひければ、まさ、わが身は弱きものにて、かつ愚かなれば、常々君の心にもかなはざらんを、彼女のなれなれしう侍るは、いとうれしき事とこそおもひ侍れ、いかでかねたましきさまなどを、見え侍るべき。かかりけりと心づきし後は、いよいよ彼女にうちとけて、親しく侍るなり、と答へければ、助三郎も、わが愛する女を憎まずして、自らの行ひをばすこしも変へざる貞節に恥て、その後その女のものには、通はずなりにけり。かかりけるほどに、助三郎いつとなく本心をとり喪ひて、物狂はしきさまになり、疵つけなかつた、町内を駆けめぐり、人にあひては打かかり、疵つけなどせしかば、そのままにさしおきがたくて、兄弟の者どもかたらひ合せ、板囲のうちにこめにけり。まさ、いたくうきことに思ひて、せめては衣服飲食なりとも、飲む品を与へまほしくて、何くれと心を用ゐ、懇に介抱しけれども、衣類夜具なども、あるかぎり引裂き、囲に入しよりは、殊更に食物の度を過しければ、さやうにては宜しからぬよいひて、ほどほどに与ふれば、いたく怒りて飯汁にまれ、湯茶にまれ、まさが顔にうちつけ、狂ひ叫びて、いかんともせんすべなけれど、まさ更に疎にとりあつかはず兎角にいひ宥め、また若物とふ事ある時も、狂人とて等閑の看をなさず、具さにその事をいひ聞せ、知らぬ事なれば、他人に尋ねて、詳に諭し、尋常の時の如く事へけり。その貞順の行ひ、筆紙に尽し難し。助三郎がかくなりしよりは、夜陰など、おぼつかなき事もこそあれとて、兄弟の者ども、かはるかはる心添へとして、来りやどりけるに、或時まさが囲の側らに、独臥したるをみる

に、いと寒き夜に、薄き衾を一重かけて、敷ける茵もなし。不審くて、その翌朝是をとふに、何くれと云ひ紛らして、其よしを語らず、又の夜も心をつけて窺ふに、猶しかりければ、夜具もたらぬほどの貧家にもあらぬを、何ゆゑにかくはするぞと、強て尋ねければ、病のわざとは云ながら、夫のかく板囲のうちに苦しめる有様をみて、妻たる者、いかでか衾を重ね、茵をしき、あたたかに眠られ侍るべき、故にわざとかくは侍るなりと答へけりとかや。此一件にても、万事おしはかり知られたり。本邑の坂本教倫が、冬の夜をうすきふすまにねもやらでうきを身にこそかさねきつらめ、とよみてつかはしけるは、この事なるべし。その後三年ばかり過て、まさが看病の誠を、神も憐み給ひけん、かかる心経の病は、もとに復しがたきものなるを、おのづから平愈したりければ、夫婦の中に子無かりしゆゑ、助三郎が末弟を養ひて、妻を迎へさせ、家内いよいよ睦しく暮しけり。まさ、さる商家の女ながら、風雅の心もありて仲秋の望夜、月の前に亡母のことおもひ出て、名月や母かとみればおのがかけ、といふ俳諧の発句をくちすさびたりとぞ。母を慕ふの真情、言外にあふれて、いとあはれに聞ゆ。

滝田幾右衛門夫婦

岩代国福島県岩瀬郡鏡沼村の民、滝田幾右衛門、妻ふさの二人、性質孝心ふかき者に、父のなくなりし後、母腰疼の疾に罹り、床にふしたるを、夫婦日夜看護をかかず、常に勉めて、母の欲ばんことをのみおもひはかりて、健かなりしほど、遊観を好みしかば、家より遠からぬあたりにて、意に適はんとおもふ所に、すすめみちびき、その喜色を観て、おのれもいたくよろこぶなど、其外何事も母の意に応ぜざる事なし。終に母のみまかりし後も、また遺物を一も私物とせず、みなことごとく、親族故旧に頒与せり。

その潔白なる志操を一村感歎せざる者なし。ここに於て、県庁より申たてて、賞賜若干ありけり。

末永嘉兵衛 いく女

長門国^{山口県}大津郡川尻浦に末永嘉兵衛といふ者あり。婦をいくといふ。永嘉兵衛が家に嫁してより、三十年ばかりになれるを、そのあひだ、夫に仕へて貞節を尽し、八十余と、六十余とになれる舅姑の近頃ことに老衰して、起臥もしぐるしきさまなるを、朝ゆふ目を放たず介抱し、幼児も四五人ありて、その養育も、貧困の中より心を用ゐ、一日だに身のやすまることもなく、世をおくりけり。かつ舅作次郎、常に酒を好めるを、さる苦しき中ながら、いゝ、昼夜をわかつた勤きくさぐさ心配して、夜毎に酒を出し、勧めけり。原来夫永嘉兵衛も、酒を好めるゆゑ、永嘉兵衛にも、勧めまほしくはおもへど、さては父の飲む料減するゆゑに、そのよし懇にいひ諭しければ、永嘉兵衛、婦の貞実に感服し、みづからは酒を断ち、それより夫婦ともどもに、父母に孝養を尽しけるほどに家内むつまじくて、近辺の者も、賞誉するに至れり。これ全くいくが、貞操に化せられたるなれども、永嘉兵衛はた平常篤実の性質なるゆゑに、かくの如く夫婦もろこころになれるなればとて、夫婦に金二円づつを賜ひて、賞誉ありけり。

本田惣右衛門

惣右衛門は長門国^{山口県}大津郡神田上村の農民なり。性質篤実温厚にして、わかき時より、農業に力を尽し、公納の税賦も、人にさきだちて調へ、既に八十歳余の齢なるが、過し乙丑のとしまで、二十五年の間、畔頭役を勤めたりしに米銀のとりたて、ひるよる心を配りて、おのが組内に一人だに不納の者なからしめ、また争論などおこる時は、双方に対し、理正しく申論して、訴陳に至らぬやうにはからひ、またおほやけよりの沙汰をば、滞りなく

施行して、類ひまれなる奇特のものなるにつき、旧藩よりも、たびたび賞美せられたりしかば、いよいよ国恩を感戴し、献金をもし、かつ過し己巳の荒歲には、殊に貧民を救ひし事どもあり。養子七九郎も、父の厚義に倣ひて、行状よろしきことども聞え、賞金二円を賜はれり。

油布由蔵 姉ひさ女

由蔵は豊後の大分県貫属の卒なり。姉ひさと共に、父に孝行をつくせり。父ひさしく病ひに煩ひて、貧苦に迫れるを、ひさ木綿を織て、これを衣食の資となし、由蔵は勤仕の外、看病にのみかりて、姉弟、心を戮せ、力を尽し、父の介抱の外、他事なかりしにこの二三年、病勢ややさしおもり、褥上にのみ打臥しければ、鬱陶しくおもふらん意を、慰めんと、父常に花卉を好みければ、四時の候に應じて、くさぐさの草木を栽培し、また夏の日は庭砌を灌掃し、暑氣を凌ぐべき構へをなし、或は背負ひ、或は抱きて、籬の下をめぐり、冬の日、屏風を纏ひて、寒氣の犯さん防ぎをなし、その屏風には、錦絵などを粘て、目を慰めしめ、また四五日ごとに風呂を焚き、病軀に碍らぬやうに、入浴せしめ、家いと貧しけれども、日々いささばかりの酒肴をすすめ、口腹心志の奉養を致しけるに、父六十七歳にてみまかりしかば、葬儀をはじめ、跡の吊ひを、ねんごろにして、その後姉弟睦じくくらせる孝悌を賞し賜ひ、金七百匹これを賜へり。

磯野甚之助 并妻よし女

甚之助は肥前長崎の福江の者なり。をさなき時父を喪ひ後、妻を迎へてより、殊に晨におき、夜半にいねて、おこたらず、母の臥褥を窺ひ、朝夕の飲食にもいたく心を用ゐけり。妻よし、また志操貞しき者にて、夫と共に母の奉養をむねとし、あるは肆店を過て、生菓蒸餅の類ひを求め、土産といひて老母を悦ばしめ

など、せしほに、母九十余になれるまでながらへたれども、さばかりの齡なる事は忘れて常に夫婦の介抱に老を慰めけり。また耕作をつとめて調役ともに人におくれし事なかりければ県庁においても、いたく褒称して、賞典を賜はれり。

佐藤昇兵衛妻もよ

もよは陸前国^{宮城}牡鹿郡石巻村の佐藤昇兵衛が婦なり。昇兵衛難病に罹りて、蹇となりさらでだに貧しき者なればいつしか朝夕の烟をも、たてかぬるに至りそれのみならず、舅利藏久しく中風、姑も老て病ひがちなるをもよただひとりがはたらきを以て三口の病者を養ふ、その苦勞おもひやるべし。然るに舅利藏は壬申の正月にみまかれり。今はなるまで、看病おこたらず。その後老年の姑に孝を行ひ篤疾の夫に貞を尽して女子の龜鑑ともいひつべき者なればとて、賞典金五百匹を賜へり。

浜林忠三郎

忠三郎は陸前国^{宮城}桃生郡新田町といふ所の者なり。父母ははやくみまかりて、姉せん眼病に煩ひ、盲となれるに、兄忠五郎も引続き盲となりて農業を営むこと能はず、とし月に随ひて困窮に迫れるを忠三郎幼弱の身を以て、朝ゆふ怠らず、兄妹を勞はり、保養する友愛の義を感じ賜ひ、金一円二十五錢を、兄忠五郎に、救助金として下され、七十五錢を、忠三郎に賞典として賜はれり。

しゅん女

しゅんは陸前国^{宮城}桃生郡大浜の阿部久藏が養女にて、留松といふものの婦なり。夫さいつとし病死してより、いとど困窮に迫れるに養父久藏六十九歳、養母六十七歳二人ともに老衰して産業をえいとなまず、加ふるに幼児二人ありて、一身のかせぎを以て、四口の老幼を養ふ、さらにたやすからぬ事なれども、刻苦して、小児を愛撫し父母の歡心を失はず、孝養を尽せる、稀なる女なる

を以て、金五百匹を賜へり。

とは女

陸前国^{宮城}桃生郡中津山村の笠原義藏が女、とは、幼なきより孝心ふかく、父母ともに眼病にて、盲になれば、としを逐て困窮に至り、かつ祖父浜助、祖母ともに老衰して、農業をえいとなまず、とはただひとりのはたらきにて、両親の痾疾、祖父父母の衰老に、孝養を尽せる、誠にいとしく、憐むべき者なり。是によりて、賞典金五百匹を賜へり。

井川文蔵

文蔵は出雲国^{松江}島根郡上溝武村の農民なり。貧窮の者なれば、妻をももたで、ここかしこに雇はれ、老母を養ひけり。老母字をよしといふ。廿年あまりも病床にありて、この四五年以前よりは殊に目をさへ煩へり。文蔵他家に雇はれて、その業を勉むること、他人に過たるのみならず、他人の憩ふ際にはいささかの隙にも、我家に走り帰り、老母の痛痒をとひ、寒熱をうかがひ、かつわづかの傭錢をもて、薬餌の料に充てみづからは飢寒を甘んじて、常のこととおもひなし、日夜の苦勞を顧みず、看病をする、孝心感ずるに堪たれば、金五百匹賜ひて、その行状を賞せられけり。

すみ女

すみは、近江国^{滋賀}蒲生郡野田村の吉永伝吉が妻なり。伝吉文久四年に死せしに、すみそのとき廿二歳、いまだ若き盛りなれども、夫のなくなりし後、容色を飾らず、老母に仕へ、男女二人の小児を育て、女の身ながら、農業に力を尽してあひ稼ぎ、かつ貞節を堅固にまもりて、いまだ曾て世人の輕侮をうけず、母子のあはひ親睦じくて、貧しく賤しきのなれども、いささかも礼儀を失はず、十とせが間、一日の如く過し来にければ、隣村の者までも感心せざるはなし。これによりて、褒賞として金三百匹賜へり。

雪女

雪は、讃岐国香川山田郡の西植田村の南直次といふ者の女なり。幼き時より、性質貞潔にて、あけくれ父母に孝を尽せり。もとより貧窮にして、一頃の薄田だになければ、常に人に雇はれ、或は耕耘の為に、田畝にたちくらし、或は紡績をすとして、灯下に夜をふかし、いささかの賃銭を得て、以て親の活計を助くる、その艱苦、筆にも述がたし。然るに父直次、罪を犯して、獄に繋かれたるを、雪、いたく歎き、身を以て父に代らんことを哀訴す。これ明治五年にて、雪が二十三歳の時のことなり。いまだとしわかき女の身の、獄に入ても、父をたすけんとする情実まことに憐むにたへたり。されど、公法やぶりがたければ、県吏ねんごろに教諭を加へて、やうやう解得すといへども、なほ哀泣悲痛、まことに人をして感慟せしむるばかり、至孝の者なるによりて、金五円を賜ひて褒賞せられけり。

さく女

駿河国静岡岡の材木町にさくといふ女あり。父を三次郎といふはやくなくなりて、母ひとりになれり。さく十七歳にて、人のつまとなりしかど、不幸にして家にかへり。それよりこのかた、弟和助と共に、ころろをあはせて、母につかへ、孝養を尽しけり。然るに母、いかなる事におどろかしか発狂して、かれこれ療治を加ふれども、さらにその験なし。さるにより、ここかしこより、さくを婦にとさふ者あれども、母の身のうへをうしろめたく思ひて、さらにうけひかず。もとより貧しき者なるが、殊に近年、いたく窮したりければ、弟和助、母をさくに任せて、横浜に出たり。その後、さくひとりにて、衣服の洗濯などをし、いささかの賃銭をもて、母の保養なほざりならずといへども、母のやまひ、尋常ならず、ただ狂氣したるのみなるゆゑに、ややもすれば、家の有

無をも考へず、衣服を好み、求めたきよしをいひて、さく、これに心痛すること大かたならず、さる孝心ふかき者なれば母の欲する事に背くも苦しく、さりとて求んには、価の弁ふべきがなければ、ただ涙にくれて、身の貧しきを歎けどもせんかたなし。さるほどに、和助がもとより横浜の稼ぎも中々おもふまならねば、家にかへらん事むつかし、いかにもして、家をさく相統しくるるやうにいひ来りければ、過し午の年、同所の吉屋忠兵衛がもにつかはれし、由蔵といふものを迎へて、夫婦となり、それよりますます母の孝養、おこたらぬよし聞えて、県庁金五百匹を賜ひて、賞せられけり。

内田久兵衛

内田久兵衛は、駿河国静岡の呉服町にすめる者なり。家内七口、豆腐をあきなひてくらしけり。性質正直にて、家業に力を尽し、母に孝養を致すこと、なほざりならず、母もまた、いまだ老くづはれたるにあらねば、久兵衛がなりはひに勉むるをみて、おのれもいささかながら、そのたすけをなさんとするを、久兵衛程なく有めて、休ませ、またみづからは常に麴食をすれども、母には酒肴をもたえず進め、夜はふくるまで、枕の側に侍して、撫摩りなどしつ、いささかも、その氣に忤はぬ行ひの、県庁にも聞えければ、町用掛といふ職を命ぜられけり。それより以来、町用のある時は、おのれががたにいかなるさしおき難き事ありても、組頭などに任せず、みづから奔走して、何事も誠実にとり扱ひければ、おのづから、往年よりは、町内費用も減じて、全戸みな悦びければ、厚く教へ導きて方向をたてさせ、再び家産を興さしめなど、いたく町内の為にもなれる者なりければ、金五百匹を賜ひて、賞せられけり。

山本平次郎

静岡の山本平次郎はその県下川合源太郎が家に、さきつとし十五年を限りて、下部となり、貞実にはたらきて、つひに年満たりしかど、なほあらためて、その家に仕へけるに、何事にも力を尽して、昼は日すがら奔走し、夜は深るまで、家内の雑事をとり行ひ、あるは米を搗などして、いねもやらず、また茶園の鋤耘に至るまで、少しも人手に掛ずしたりければ、今の源太郎が父、おなじ町に居宅をもとめ、遣しけれども、引つづきて、日々主家にかよひ、始終三十七年の間、一日の如くつとめて、類ひすくなき者なればとて、金五百匹の賞典を賜へり。

盲女しか

大和国^{奈良}式下郡^{葛城郡}為川村の永井佐平が女しか、幼稚にして抱瘡を煩ひ、両眼とも明を喪へり。生長に随ひ、これを歎きて、縫針を学びたりしに、数月にして、その綱領を習解し、日を追ひ、月を越えて、つひに業に熟し、平常これを以て活計となせり。その縫の巧みなる、眼のみゆる婦におとらず、かつ夜中闇室にありて業を営むに、燈光をたのみず、日夜^{ひらけ}孜々として勉強し、営利を得ること明者の及ぶ所にあらず。嗚呼^{ああ}、苟くも勉強すれば、癡疾の者といへども、かくの如し、人いかに、この盲女に恥て、空しく四支を老せしむることなかれ。

江川永脩

浜松県貴属の士族江川永脩、はじめ旧幕の陸軍鎮撫頭取にて、よくその職掌を守り、片時も怠慢なく、勉強せしに、己巳の年、徳川氏駿河に転封のとき、沼津に移りて、それより近傍の壯士を集め、大小銃火門の機械をつくり直し、火薬製造の教授をなし、やうやうに衆庶を引立しかば、つひに旧藩知事、これを聞て、其志を感じ、若干の金を与へられたり。その後命によりて、三方原の

大谷へ移りしに、この地はただ百余戸の小邑にて、風化及ばず、固陋の者のみおほく、ややもすれば法令を誹議し、開化の人をみて、却て蔑視す。ここに於て、永脩みづから鋤鋤をとりて、不毛を開拓し、荒畑を修め、茶園を営み、貧者に貸手して、業を勉強せしめ、或は自費を以て、大谷の險路を修繕し、行人に便ならしむ。これらの尽力、人のすること能はざる所なるにより、金二千匹に農具をそへて賜へり。

えい女

飛彈國^{飛騨}益田郡の尾崎村に、二村清助といふものあり。その婦えい女は、同郡湯の島村の武川徳左衛門の妹にて、清助が妻となりて、男子三人をうめり。清助農業の外に、酒造をかね、遣ふ人もあまたにて、昼夜事多き家なるに、えいが三十五歳になれるとし、清助病にふしけるが、月日経れども、起こと能はず。在母うち過て、つひになくなれり。そのとし長男藤兵衛十一歳、次男忠七四歳、三男梅吉は、分婉ていまだ程もなき稚兒なり。えい三人の子を抱きて、農商の兼業をもとのままにつづきゆかん事、おほつかなければとて、親族集ひて、幸ひ清助の弟今独身にてをればこれをいれて後夫とさせ、子等の成長をまつが然るべし、とかたらひ合せて、えいにそのよし示談に及びけるに、えい答へけるは、小児の養育は、母たる者の当然のつとめなれば、申すまでもなし、家業の事、かくの如く、亡夫の取り広め置たるを、おのれ女の身を以て、たち侍らんは、もとより大任なれども、夫死て、子の幼なきほど、婦の其家を修むるは、世間一般のならひなれば、おのれ愚かなる身にて、行届かぬがちには侍るめれど、今さら後夫にまみえん事は、本生の父母の教にもたがひ、且世間へ対しても恥べき事なれば、この一件は、各がたの衆議にも、え従ひ侍らずと答へけるに、親族ども思へらく、夫婦の際の事は、あながちに



おしてもすすめがたし、また外にえいが、好ましくおもふ者の、あるまじきにもあらじと、しばらく打棄おき、その後一族の中に、これらや然るべからんとおもふ男を見て、さらにすすめるに、なほ受けひかねば、みなえいが節義に感じ、このうへは、心任せにして、児等を育み、家を続せるるやうにと、言ひきかせけるに、えいいたく欲ひ、これこそ思なるわらはが願ひに侍れ、といひて、さて一族の者にかたりけるは、夫の世にありしほど、凶年うちつづき、活計にわづらひありて、負債のいで来たるを、此ままにさし措かは、家の衰へともなりぬべし、はやくその返済の方法をも、すべしといはれしが、不幸にしてみまかれたり。各帳簿につきて、取しらべ賜はらば、年を追て、少しづつも償ひ侍るべし、といへるにより、一族立あひて、点検するに、おもひの外の大借にて、金六百円にあまれり。これよりえい、ことに奮発勉勵し、夙におき夜にいねて、家事のみに身を委ね、農作をはじめ、造酒養蚕、その外、いささかの余業に至るまで、みづから心を配りて、日々帳面の計算をも、えい一人の手して、詳かに記しつつ、昼夜尽力せしかば、わづかに十年をまたで、負債をことごとく返済し、これに随ひて、家産もよく立直り、過し辛末の年には、余財を以て、酒倉をも建替けるほどに、いつしか児等も成長せしかば、筆算の修行、怠りなくこれをつとめさせ、内外の和睦、親疏の交接、間に髪をいなるばかりの、足らざることもなくて、夫の過しより、十余年遺托にたがはず、貞操を守り、万事に謹慎して家業を恢復せしは、僻遠山村の者にしては、めづらしき節婦なり。

ちゑ女

佐渡国^{津川}雑太郡新町の倉内仁吉が婦ちゑは、同村の半三郎といふ者の女なり。仁吉が家に嫁して、一人の女子を設けたりけるに、

夫仁吉、なりはひの為に、他国に出て後、いづこにあるにか、おとづれもせねど、ちゑ、ひとり家を守りて、舅に仕へ、幼女を撫育し、貧窮の中ながら、女の手業を以て、わづかの錢を得、食物其外、たらはぬ事なきやうにして、舅の齡七十にあまるまで、十余年の間一日の如く、孝養を尽したる、奇特の者なればとて、賞典を賜はれり。

岩佐岩吉

岩吉は阿波国名東那賀郡下福井村の者なり。安政六年に、兄唯吉といふ者より、田畠の分与を得て、別家を建、農業にそへて、絞油をし、この外、荒物などを売て、世をわたりけるが、性質篤実にて、昼夜勉強せしほどに、家産年月にしたがひて、繁昌しけり。これ全く兄唯吉の恩義による処なりと思ひて、分与せし田畠をば、本家にかへしたきよしを、懇にいへども、唯吉はまた、一度つかはして、かが家禄となれば、わがかたへ取るべきにあらずと、再三辞退におよびたりしかど、これ根本を培養し、基礎を堅固にする為なればと、いひ諭して、つひに兄が家にかへしけり。嗚呼、牆に聞きても、自らのかたを増まはしがが、常人のならばしなるを、此兄弟の如き分氣の交りを厚くし、友愛の誠を尽せる、実に世俗の鑑ともなるべければとて、県庁いたく岩吉を賞したりとぞ。

石原浅吉

阿波国名東美馬郡半田奥山なる石原浅吉といふ者、夫婦ながら、孝行の聞えある者なり。母はさいつとし死し、父千之助七十余にて、手足のかなはぬのみならず、病さへとこしなへの老人なるを、夫婦介抱に心を尽し、夏は背負ひて、暑を樹下に避させ、冬は寝所を暖めて、寒を防がせ、また村内に祭事などあれば、かならず負ひ行て、鬱氣を慰めしめ、貧窮なれども、父の養ひをば豊かに

して、仕ふるさま、近隣感泣せざるものなし。これによりて、夫婦に金千匹の賞典を賜へり。

前田忠太郎

忠太郎は、東京芝田町六丁目にすめる者なり。父を官随といふ。忠太郎が十四歳の時、眼病に煩ひて、盲人となれり。母また長病にて、床を離ること能はず。忠太郎いまだ幼なき者ながら貝類を売て、わづかの価を得、父母の飲食薬餌にあて、ほそき烟をたて、孝養おこたらず。その行状聞えて、過し年もとの町奉行より、賞せられけり。その後成長して、料理屋某がもとに、日傭にてかよひけるが、万事廉直につとむるを以て、雇金を増んことをいひ聞せけれども、辞してうけず。夜々おのが家に帰らんことをねがひて、その日その日の雇金をもて、朝夕ねんごろに、父母に供養せり。また妹二人ありけり、その衣服までも調へ遣はして、一家睦まじく暮しければ、妹どもも、兄に倣ひて、ともどもに孝行を尽しけり。賤しき者にしては、奇特の至なりとて、金一円二十五銭を賜へり。

安吉 よの女

石見国津田安濃郡川合村の善一郎といふ者、徒罪に処せられたるを、その子わづかに十歳の幼児なるが父の懲役に苦しめらるるを憂へ、身を以てこれに代らんと、ひとり県庁に出て、歎願せり。また同国邑智郡日貫村の安田久雄といふ者、徒罪に罹れり。其娘よの、十七の処女なるが、父の労役を悲歎し、安吉と同時に、庁下に出て、身を以て父に代らんことを請へり。この両兒、その厚情の切迫より、遠く山河を跋涉来り父の為に哀訴せる、まことに憐むべき限りなれども、国に典刑あれば、允許がたし、と懇に曉諭して、家に帰らしめたりとぞ。実に明治六年八月のことなり。その日貫川合は十余里の道路を隔てたる遠方なるをいひ合せたる



が如く、同時にかかる男女の幼児の、同じさまの訴をなせる、まことに奇といふべし。その両児の泣々帰村せしを見し人、みな道路に立ちて袖をしばりしとぞ。

土谷総蔵

豊後国^{大分}東郡芝崎村に、土谷総蔵といふ者あり。常に博奕をして、人を欺^{あざむ}し、喧嘩口論をのみ事とし、酒色に耽^{ふける}り何ひとつ取る所なき、悪漢なり。その妻これを諫れば、却て打擲^{うちなげ}し、その母これを諫れば、慥怒^{たしどろ}を以て却^{かへ}す、郷人みな厭ひて、遠ざけん事をのみ欲せり。しかるに、過し明治五年の四月、西本願寺の使僧、肥後の大光寺寛寧、前法主遺訓の消息を披露し、三條の御令に体認^{たいにん}て、普く九州の門徒を教導のとき即ち総蔵が住所光円寺にても、講席を開きけるを、総蔵何の心もなく、その寺に入て聴聞しけるが、寛寧の説教、ふと耳にとまりて、心底に徹し、忽ち悔悟の思ひを発し、従来の悪行を遏^{とど}め、それよりいたく家業を勉め、もと油売を以て、活計となしければ、日々擔ひありきて、余暇あれば、説教の席に入て、いよいよ先非をくい、信心を堅^{かた}くせり。信心うちにみちたるゆゑに、おのづから外に顯れて、容貌もこれまでの総蔵とはかはり、言語もまたいたく和らかなれば、衆人みな奇異の思ひをなして、寛寧の説教の効験を、稱賛せり。嗚呼天つ神より稟^{りやう}けたもてする善性、人としてなきものはあらざるを、物欲に壅蔽^{おうへい}れて、いつとなくかくの如きの悪漢ともなれるが、一日開悟する時は、忽ち生れ得し原にかへりて、天命の孝悌を、身に全うする、則ち総蔵が如き、これなり。然るに同年の八月に、高田横町のなにがしが肆店の前に油を卸して憩ひ、あるじと商法の事ども談らひるたるをりしも、牛に新負せて、牽来れる男の、軒の前を過たりしが、その牛総蔵が油槽に突当りて、七升ばかりの油を、覆へしながら、知らぬさまにて過んとするを、総蔵、声

かけて咎めしを、牛牽る男、遁辞をかまへて、おのが過ちを飾り、かれこれいひ募りければ、家主常蔵といふ者と、近隣の銀之助といふ者と、二人中に入、油価なかばを償ひわぶべきよしにことわり、牛の主をして、総蔵に謝せしめければ、総蔵暫く黙しゐて、稍ありて牛主にとへるは、汝は父母いまだありや。牛主はいくあり。ここに於て総蔵いへらく、汝人の油を覆しながら、遁辞を以て誑かんとす、不実の者なり。よりて汝が両親に、不孝ならん事をしれり。これ我身におもひ当れる事のあるを以て、然思ふなり。われ汝にいふべき事あり、何卒向後は杜寺の説教をも聴聞し、心を改めて、父母に孝行を尽し、他人に信義を結ぶべし。われもとのままの総蔵ならば、油をも償はせ、牛をも押へるとのべけれども、是まで所行あしく、老母を苦しめたる不孝を悔ゆるがゆゑに汎く拡充めて、衆人に孝道をたてしめ、わが罪の万が一を消さんとす。故に今汝に孝道をすすむ。もしこれを諾はば棄たる油償ふに及ばじ、その償ふ財を以て、汝の父母に供養すべし、これわが至願なり、といひければ、牛主低頭して、涙にくれ、謝したりしとぞ。また或時、路のほとりにて、貨幣二十目を拾ひ、かなたこなたに、そのすてたる主を捜索め、からうじて主を得てかへせり。総蔵つねにみづからいへるは、われはうれしくも、五つと、ひとつとをかへたり。その五つとは、一に不孝、二に博奕、三に邪淫、四に喧嘩、五に游惰なり。そのひとつとは信心なり。殊に博奕邪淫の二つは、生れつき止め難かりしに、今は信心ひとつを身にたもちたれば、更に余念の身を煩すことなし。いかでか公家の御掟に背くべき。もし聊もあさましき意のおこるときは、神佛の冥覧を顧みて、懺悔するばかりなり。さるままに、おのづから、所作に露はるほどの悪事もなければ、家内睦じく、金銀の融通もよく、今日のくらしかたにも、苦しむことなく、母も老の皺をのべさふ

らふも、皆神佛の恩恵、また教育の庇蔭なりと、常によるこびきたりけり。実にこれ、真宗の説教に、汚濁の心を洗滌せし驗といはまし。それより以来、総蔵が行跡、従前とはいいたくがへるを、称揚せぬ者なく、かかるも朝廷至仁の沢にして、教令遐邇まで行なはるの実効なり、と諸人みな喜びあへりとぞ。

小林某の女

美濃岐阜の小林某といふ者、香川県典事に任ぜられて、家族を率ゐ、讃岐の高松にうつりけり。その女なかといふ者、高松の地故郷の美濃とことにて、皇漢洋の三字盛んなるを見、方今女子といへども、日新の道に志なくては、無用の長物なり、かねてきく東京は開化第一なりと、いかにもして、われ上京し、洋学をなさばやと、念を發し、そのよしを父母に告し、父母のいはく、そはいとよろこばしき志なり、されど同道の人あらんにはこふに任すべし、女のひとり遠行せんは、他人のおもはくもいかなれば、まづ時節を待て、と諭しけり。なか女、父のことばの理に当れるをば、弁へしれりといへども、思ひたちては、時人をまたず、空しく過すは、本意ならじ、われ女なりといへども、今やかくの如く、国治りて、戸ざさぬ御代なり、ひとり旅とて、何かは怖れん、としひて乞ければ、父母つひにこれを許せり。なか女ただちに高松をたち、難波に下りて、西京に入り、京阪学校の形状をうかがひ、ふたたび神戸港に下りて、船より横浜に來り、東京の親戚にたよりて、このころ若松町の鸚鵡塾に入舎し、英学数学をはじめたりとぞ。いまだ稚なき女兒なれば、成立の行末はしらねど、その志、神妙なりといふべし。地方には、婦女ながらかくの如く、父母の膝下をはなれ、千里の遠きに來りて、学問する者もあるをかへりて、輦下に住る女子は、誦詠の声をよよに聞て、弦歌にのみ月日を過し、学校の何物たるをしらぬは、誠にをしむべき事な

らずや。

いし女

いしは周防国山口吉敷郡岩淵村の民某が女にて、石川伊八といふ者の婦なり。舅姑ともに、はやくより豎疾にてうちふしあるほどに、いつしか困窮に迫りて田畠なども、売却たりければ、つひに朝夕の炊をもたてかぬるに至て、いしが夫伊八、活計のみちを失ひ、農業を廢て、他国にゆき、商賈のわざに年月を過しけれども、利を得ること能はざりしにや、久しく家に帰り来たらず、いづこにゐるといふ音信だにせざりけれど、いし空閨を守りて操をかへず、ひるは日庸にいで、夜は紡績して、舅姑を養ひ、かつ手を添へざれば、臥すことも、起ることも得せぬあしなへなれども、そをいささかも厭ふ色なく、よろづにつけて心を用ゐ、その家真宗にて、舅姑とも法義をよろこびければ、近辺の諸寺に、仏事ある時は、舅姑をかはるがはる背負ひて詣でしめ、夏の日は、涼しき蔭に伴なひゆき、冬の夜は炬火に倚らしめて、二便のあつかひかれこれ、尋常の女の、かけてもえせぬわざをもし、懇に事へければ、舅姑も身のかなはざる憂へをわすれて、朝夕ただ念仏をのみぞつとめとしける。然るを近隣の知れる人、かく独身を以て、ゆくへもしられぬ夫をたのみ、甲斐なき辛苦をつくすを見、勧めておやのもとへかへらしめ、他に嫁しめんとはかれる者もありしかど、いしはいたくいなびて、かく衰病の舅姑を見すて、外に縁を求めんことは、さらに思ひもよらざるよし答へたり、ひたすら従一の節を守り、夫の久しく帰りこぬをのみ歎きたるに、をりしも長崎の者の、そのあたりに来れるが、いしの孝行に感じていへりけるは、さいつとし周防の者のよしにて、おのれが逢ひたる人あり、年齢容貌、聞く所に似たるやうなり、かならずこれなるべし、おのれ帰郷したらんには、帰国をうながしみるべしと

いひたりしが、その言を違へず、長崎に帰りて、伊八に遇ひ、いしが事をかたりけるに、伊八、妻の貞操に恥ぢ、やがて彼地を發足し、岩淵村にかへり来て、久しく他国に流離へ、両親をも顧みざりし不孝を悔み、いしと共に、農業に力を尽し、父母に孝養を致しけるほどに、里長上田少蔵、善を好めるものにて、本藩の憲官、楊井盛之が部内を巡行するときに、いしが行状を、委しくかたりければ、盛之みづからいしが家を訪ひて、親しくその寒苦のさまを見て、詩に作り、藩主にも申て、いしが一生の間、地下の賦役を免除せられ、年々米一俵あて下さることとなりて、この外にも、時々賞金等をも給ひ、剩へ、平民には類ひ稀なる姓氏を給ひて、門閭に旌表せられけり。また本願寺の寺主も、これをつたへ聞て、門徒の模範ともなるべき者なりとて、染筆の法名、かつ菓子等を与ひけり。その後伊八もなくなり、石ひとり七十余歳までながらへて、文久三年に死せしかば、元治元年に至て、碑を路傍に建、その行状を記し、芳蹟を遺されけり。石が隣に熊といふ女あり、石が行状をみならひ、父母に孝養を尽しけるは、全く石が徳孤ならざる験といふべし。

くに女

長門国山口阿武郡萩の南片河町に、明石彌十郎といふ者あり、妻をもといふ。女子ふたりもたり、姉をくにといひ、妹をりむといふ。りむが分婉し時より、母もと、腰痛に煩ひ、七年ばかりがほど、病床にありて、つひに豎となりけり。然るに、もとが病ひに罹りしより、乳汁いですずなりしかば、くに女、いまだ幼なれども、りむを抱きありきて、ここかしこに乳をもらひつつ、育しけり。家もとより貧しくて、彌十郎は、いささかの物商ふとて、朝より出て、暮るるまで帰らず、昼の間は、くに一人、年齒もゆかぬ幼なき者ながら、孝養の心深ければ、足なへたる母の側を離

れず、飲食起居のあつかひをなし、やうやう齡も十六七になりしかど、外の女子とは事かはり、容色を粧はず、衣服を欲せず、ただ母の病ひにのみ看侍をしたりけり。其家淨土宗なりしかば、同国大津郡大日比浦の西念寺は、道のほど、萩より八里ばかりもあれど、母その寺の住持法道に帰依して、詣でまほしきよしへりしかば、くに介抱して、浜崎といふ所より船にて伴ひ行けり。これ弘化三年の事にて、その年より安政元年まで、十一年の間、一年も欠けず詣でけり。その詣づる時、いつも大日比近き瀬戸崎浦なる、八阪神社の祭礼の頃なりしかば、父の彌十郎をも勧めて、氏子の祭事に用ゐる雑物を持運ばせ、これを商はせて、西念寺に佛事の行はるる間は、父をもとどめおき、くに病母を背おひて、一里あまりの道を、若き女の体もつころはで、瀬戸崎浦より大日比まで、日々かよへる辛勞の堪へがたさ、いはんも更に、おほかたの女兒ならんには、旁觀をも愧かしがるならはしなるを、をいささかも厭はざるも、みなこれ母の歡心を得るを以て、おのれが喜びとおもへるゆゑなり。然るに父の彌十郎、安政五年にみまかりしかば、その後はくに一人にて、母と妹とを養ひ苦しき月日を過しけるに、翌年の春、藩主そのよしをきかれ、有司に命じて、米一俵を下されけり。万延元年に至て、養子をしたりけれども、病母の心になはざりければ離別せり。その後元治元年の赤間関の攘夷のをり、かかる時、たとへ女なりとて、徒らに傍觀して過すべきにあらじと、出張の軍勢の兵糧炊爨の場所に出、その手つだひをしたりしかば、志のほど神妙なりとて、賞詞ありけり。つひに慶応二年に藩主より、明治二年に県庁より、両度ともに、米二俵金二円給はりて、その孝行を旌表せられけり。同じき八年に至り、岩国の西福寺、萩の明円寺に於て説教せしに、くに既に四十三歳の嫗にて、ことにその身所勞ありつれども、さしおさへ

つつ、開講の日より、母を背おひ詣でて、日々聴聞せさせけるは誠に殊勝たる孝婦といひつべき者になん。

奥津彌右衛門妻よね

陸前国宮城縣鹿郡真野村の彌右衛門、貧窮の者なるが、久しく難病に煩ひて、癘疾となり、幼稚の小兒も二人ありて、活計のよすがなきを、妻よね千辛万苦して、夫を養ひ子を育つ。本生の父母是を見るに忍びず、よねを諭して、離縁せさせ、他に嫁せしめんとはかりごちしかど、よね更に従はず、倍々節を守りて、彌右衛門が看侍怠らず。其貞操めづらしき女なればとて、金五百匹賜へり。

附 録

○相模^{神奈川県}三浦郡八幡久里浜の民にて、今は東京元浜町に住める、峯屋茂兵衛、其身は東京の戸籍に入たりと云へども、本郷を忘れず、金千六百円余を出して、三浦郡の内に、道路を切開き、往來の苦難を除けり。此賞として、三つ組の銀盃を給へり。

○讃岐^{香川県}高松亀井町の山地昇蔵が養母でん、過し文政十三年に、貧民を救はん為に、家に持たりし田高三十石六斗九升三合の地を、旧藩に出したりけるを、万延元年に、でん死去せしかば、その後その地をもとの如く、昇蔵にかへしたまへり。然るにでんが十三回の祭にあたりて、昇蔵また養母の志を継ぎ、貧民を救はんが為に、更に金千二百五十円を出せり。これに依て県庁よりも、その事情を探りたしけるに、先代より節儉をして、憐恤の志を厚くし、徳望あるものよし、代々かかるは、誠にまれなる事なり。

○明治五年に、横浜に遷卒を置れしより、市中の者、火盜の難にあはぬを歎びて、三井組の名代松村清左衛門、森藤五郎といふ者より金五百円を、遷卒につかはさんよしを願ひ出たり。

○東京下谷車阪町の、石井清次郎といふ者、結髪を業として、貧しく暮す者なるが、幼年より学問の志ありといへども、其日をわたるたづきだに、むつかしき身なれば、力および、空しく年月を過しけるに、此度浅草誓願寺中に、学校を開かるよし聞て、金百匹を献じたり。これいささかなりといへども、富人の百金を納むるにもまさりて、其志感すべし。

○東京駒込東片町四番地主高崎長右衛門といふ者、府下に居住して、家業を事なく営むは、ひとへに取締組を建おかせ賜ふゆゑなり、とよこごび感じて遷卒一統へ、金五百円遣したきよし、願ひ出しこと、允許あり。またことしの五月四日に、駒込の辺火災に

罹りしとき、おのが居宅土蔵、みな焼失せりといへども、窮民の難済をおもひやり、金五百九十五円、近傍の者に施したりし賞として、銀盃を賜はれり。

○壬申の六月十二日に府下西久保広町二番借地中島久吉がもとに寄留せる、西京建仁寺の塔頭久昌院石窓といふ僧、市中にて、金無垢の蓋、内面ガラス、金鎖付の懐中時計を拾ひて、戸主久吉と商議し、同所の扱所に、そのよし申出たりけるに、こは島津従四位忠寛の家令、野村鎌蔵といふ者のおとせるなり。則その人に渡しけるに、報謝として、金二十円を石窓におくれり。されども石窓、これをうけず。鎌蔵またしひていれんことをこひければ、つひに石窓、その二十円をうけて、十円をは、寄留の町内の窮民に施し、十円をは、金地院禅室堂繕の料に寄附せしとぞ。

○大阪府にて有名な富民、山中善右衛門、広岡久右衛門、長田作兵衛、この三人より、各金千円、長田作五郎より金七百円、こたび府下に小学校を建賜へる、入費のうちへとて差出せり。

○岩代^{福島県}信夫郡上飯坂村の、熊坂宗兵衛、片平伊達一といふ者かたらひて、信夫伊達の境、摺上川十網の渡に橋を架し、來往の便をはからんと、宗兵衛金百円、伊達一金五十円を、衆に先だちて、これを出し、有志の者を振起せしめて、つひにその事をなしをへたり。二人ともに、富民といへるにもあらぬ、借家すみの身なれども、としごろ農業をいとなみし有余をもて、いささか積金たりけるに、これを身一人の為にはからで、衆におよぼさんとこころざししほど、感すべし。かつ宗兵衛は、七十九歳の老人、伊達一は、目のみえぬ癡疾者なるが、かく憤發したる、殊にめづらしといふべし。

○華族前田從三位より、家禄の内二万石、文部省に献じ、学校の支費に充られたり。

○飛弾国^{飛弾}大野郡三福寺村の種藏五郎、郷井吉兵衛、岩本源兵衛等は、もと餌^え取^とと唱^なへて、賤民^{せんみん}のうちにだに、加へられぬ者なりしが、維新^{いしん}の後、至仁^{しじん}の英断^{えいだん}によりて、平民^{へいみん}の籍^{せき}に入られたり。この朝恩^{てん}の万分が一^{いち}を、報^{はう}い奉^{ほう}らんとて、高山^{こうさん}に学校の建つよしをきき、藏五郎吉兵衛源兵衛の三人より、金五円づつ、また吉兵衛の男吉太郎より三円、同人の女とくより二円を献^{けん}じて、学校^{がく}用度^{ようど}のうちに加入せり。

○能登国^{能登}羽咋郡の民、松浦太平より、桁六間^{けたむつ}梁^{りやう}三間の二階家一棟^{いっとう}を、その所の小学校に献^{けん}れり。これによりて、金一円二十五銭を褒^{ほう}賞^{しょう}として賜^{たま}へり。

○華族^{わしやく}従四位黒田長知より筑前福岡県学校へ、現米二千石を出して、学費^{がくひ}に充^みたり。

○筑後^{ちくご}三藩^{さんはん}の三藩郡井手村の吉開久吉の母梅といふ者、その性篤^{とく}実^{じつ}にして、夫と、舅姑^{きうこ}とに仕へて、孝貞^{きやうてい}を尽^{つく}せり。夫も舅姑も、みまかれる後、養子久吉、いまだ十三歳なれば、みづから家をまもりて、万事を指揮^{しき}するに、少しも欠たることなく、平生質素^{しつそ}をむねとして、食は婢僕^{へいぼく}と共に薄味^{はくみ}をくらひ、衣は破損^{はくそん}に至らざれば、これを換へず。さいつとし、舅久左衛門が貧民の救助として初五十俵、久留米藩に献^{けん}ぜし素志^{そし}をつぎ、此たび小学校へ米五十俵納めけり。実に婦人の身を以ては、奇特^{きせき}の事なりと、県庁^{けんてい}これを賞して、金三円賜はれり。

○丹波^{たんぱ}豊岡^{とよおか}の水上郡より、播磨^{はりま}の高砂に流れ出る丹波川のうち、播磨^{はりま}の加東郡上瀧野村と、多井田村との間に、巖石^{がんせき}峙^ちちて、急流^{きゅうりゅう}矢の如くなる所あり。さるにより、上下する舟筏^{ふねはた}、みなここにて荷物を積みかへねば通行^{たうこう}なりがたく、許多^{しよた}のわづらひをなせるを、播磨^{はりま}の多可郡石原村の平民村上清次郎といふ者、その巖石^{がんせき}を開鑿^{かいさく}せんと、過し頃よりとりかかり、夜を日に継ぎ、勉勵^{べんれい}して、遂に

一年余をへて、功を奏^{そう}せり。是に於て、両国の民、運輸^{うんゆ}の益^{えき}を得ることおほかたならず。是ひとへに、上は国家の便^{べん}をなし、下は人民の自由^{じゆう}を得せしめん爲^{ため}にして、いささかも一身の榮利^{えいり}を営めるにあらざるが故に、県庁^{けんてい}いたく賞して、金七円五十銭を賜はれりとぞ。

○羽前国^{へいぜん}置田^{おきでん}に於て、もとの大泉の藩士等、維新^{いしん}のかたの朝政^{てうせい}に体認^{たいにん}し、自営^{じえい}自修^{じしゆ}の産業^{さんぎやう}を興^{おこ}さんことを欲し、おのおの力を黠^{てき}せて、不毛^{ふもう}の地を開拓^{かいたく}し、農業^{のうぎやう}に勉勵^{べんれい}するを、おなじ県^{けん}の爲換方^{かへりかた}小野善助が代理、村井定吉永浦正助の二人旁觀^{はうくわん}して感激^{かんげき}にたへず、桑苗^{そうめう}三万本をおくれり。

○常陸^{とちぎ}新治^{しんじ}の鹿島郡須田村の戸長、須田官藏、柳川新田戸長、柳川宗右衛門の二人、常に貧^{ひん}しき者を撫育^{ぶいく}すること、いと厚^おし。殊^{こと}に過し申^{しん}のとしの風災^{ふうさい}のとき、窮民^{きやうみん}の家作料^{かさくりやう}として、官藏より金三百四十円、宗右衛門より金五十五円を施^せ与^よせり。これによりて、官藏に銀盃^{ぎんはい}、宗右衛門に木盃^{もくはい}を賜^{たま}へり。

○置賜^{おきみ}県管下の副戸長我彦忠右衛門といふ者、ひととなり質直^{しつちく}にて、上を敬^{けい}ひ、下を憐^{れん}み一村に交誼^{かうぎ}を厚^おくし、室^{むろ}家に奢侈^{せうぎ}の風なし、故におのづから、家資^{かさい}もゆたかなり。さきに権現^{けんげん}官林^{くわんりん}といふ所へ、杉二万本うゑ、また白旗^{はくはた}官林^{くわんりん}をば、凡二町余、自費^{じひ}を以て開拓^{かいたく}せり。また在勤^{ざいしん}中、商議^{しょうぎ}して、貧家^{ひんか}を救^{きう}へること少なからず、村民^{しんみん}の古借^{こせき}の金をば、無息^{むそく}の永年賦^{えいねんふ}になして、惰農^{ていのう}を訓^{しん}ふるに、貢賦^{きうふ}の大切^{たいせつ}なるを以てせしほに、闔村^{かつかん}その誠実^{しんじつ}に靡^みき、おのづから、皆人耕耘^{みなかき}の業^{わざ}を勉むるに至れり。また養蚕^{やうさん}掛^かとなれりしかば、たまたま桑葉^{そうえふ}の欠乏^{けつぱふ}ある家には、これを補^{おぎな}ひ遣はし、且近年^{しんねん}うちつづき凶歉^{きうけん}にて、物価^{ぶつが}高くなれりしより、ますます村民^{しんみん}の疲弊^{へい}に至れるがうちに、明治二年の凶作には、不毛^{ふもう}の所あまたにて、餓殍^{がへう}の者いとおほかりしを、忠右衛門深く歎^{なげ}き、また商議^{しょうぎ}し

て、貢米の不足を弁納せり。これらを始め、かれこれに施すところ、合せて金三百十五円余、数戸の貧民、為に活路を得て、光陰を今日に繋げる、実に忠右衛門が厚義より出たる恩恵なり。これによりて賞賜ありけり。

○越前国足羽の酒井港の商中島十郎平、金百円、並に申のとしより子のとしまで、五年の間に、としどし米五十俵、つ、校費のうちに献呈せり。

○為替会社廻漕取扱所の預り、山本誠一、市中の川々にて、溺死せし人の亡骸を、鳥犬の為に屠破せらるるは、いかにも憫むに堪へざる事なりとて、見あたる所々にて、検使をこひ、自費をもて、深川淨心寺境内に埋葬したきよし、願ひ出けるに、奇特なることなりとて免許あり。

○飛騨郡高山青木莊兵衛といふ者、酒倉を建築のをりから、失火して、その日しも暴風なりしかば、延焼数百戸に及べるを悼み、焼遺し調度を売却し、金三百円をあつめ、これを以て、火災消防の器械を買ひ求め、県庁に献じて、予備の一助とせんことを願へりしかば、許容ありて、賞金七円五十銭を賜はれり。

○羽前国和泉村の平民鈴木兵彌、その妻もと女、共に祖母養父につかへて孝順のみならず、同郷の貧窮なる者を憐み、米十八石八斗、金二百五十円六十三銭を施し、飢渴に及ばんとするを救へり。これによりて賞金八円を賜はれり。

○武蔵郡葛飾郡、西宇喜田村の農民、源兵衛過にし丑の年より巳のとしまで、五年の間、としとしに金百七十六両二分あて、同郷の窮民につかはししを、誉させ賜ひて、金二千匹を賜へり。また県下において、報恩社といふを設け、救助の方法を窺へたるとき、金千両さし出せり。これによりて、一万匹の賞金を賜はれり。然るに辛未の七月九日、暴風高波にて、海岸の村々、波底に沈み

家屋も田畑も、ことごとく流失し、貧民その日より、飢渴に及べるを憐み、人口の多寡をはかりて、同村の者六十五戸に、一戸米三斗宛にして、十九石五斗、また七十八戸に、一戸二斗宛にして、十五石八斗、また隣村の者にも、五十二戸へ一戸三斗充にして、十五石九斗。また七月九日より、五日の間、小民のその日をくらしかねたる者に、焚出して養へる白米四石余、あはせてそこばくの米を施しこせり。さるはおのれもその難に遇て、家宅田地をも損ひつれども、惻隱の情、村人らが憂へさまよふを見聞にしのみびせし事ながら、かかる慈愛の深き人も、また世に稀なりといふべし。

○岩代国安達郡青木葉村の内石筵川、大雨の度ごとに、暴漲堤防を破り、その水山間の險路に溢れて、人馬の通行むつかしき所がならねども、道橋の営繕、さる小村の力には及がたく、近傍の村々よりも、人夫を出して助け成す事、度々なるを、本邑の農民佐藤松三郎が後家くらといふ者、さばかりその家富たるにもあらねど、女ながら憤発して、金二十円、営繕元金として差出せり。寡婦にしては、奇特なる者なり。

○栃木県に官舎を営構あらんとて、巴波川の西縁に、地を卜し、經始に及ばんとせしほど管下下野の都賀郡の大町新田宿沢村などの区内、谷村の里長ども、農民を誘ひ、家業の隙々に、自力を以て、造業を補けんよしを願ひたるを県庁いたく賞誉して、允許しかば、各村の人夫八百十五人余、日々出て、土木に精勤せり。県庁その労を慰め、毎日樽酒を給へるに、あはせて四万五千五百余の人員になれりしとぞ。

○越後国新井郡岩舟郡平林村と、宿田駅との間、字を田中沖といふ処は、四時の別なく、兩三日も雨降りつづけば、水湛へて道に溢れ、往來の諸人の困難、大かたならぬ処なるを、千眼寺の先住

寛同おもひたちて、幅二間、高三尺、長二間余を、自力を以て石垣にせんと既に修理に取かかりたりけるに、成功半ならずして死せりしかば、当住寛考、先住の遺志を継ぎ、困苦を忍びて、つひに落成せしめたり。さは此処、僻遠の寒村にて、かの千眼寺もとより甚しき貧地なれども、寛孝五十六歳の老体ながら、寒暑を犯し、ややもすれば、砂流れ、石壊る難所を、つひに築とめける。僧侶の身を以て、報国の志を忘れざる、県庁いたく褒めて賞典に及べり。

○石見国美濃郡北仙道村の、田表八郎、性篤実にして、陰徳を好めり。さるまに、其邑及び隣村の道路橋梁を、自費を以て造築せし事、枚挙にたへず。身、副戸長にて、いそがしき身なれども、職務之余暇に、なほこかしこ廻りみて、自ら首となり、破壊ある所々をば、ことごとくこれを修繕せり。県庁その志を嘉賞したりとぞ。

○相模国足柄上郡の駒形新宿に、和田與右衛門といふ者あり。うまれつき篤実にして、家富めり。維新の御世にあへるをよろこび、衆に先んじて、家風を改め、これまで、農家にて祀り来れる庚申甲子の祭を廃し、その費を省き、新に何講とかいふを建、講日には博識の人を招き、村中の男女を集へ、文明開化の説を教諭し、また窮民の為に、許多の米金を賑貸し、更にその償を索めず。これによりて、一村、一家の如くをさまりて、與右衛門になつかぬ者なしとぞ。

○武蔵国比叡郡福田村の小林勝五郎、父丑太郎と共に、農事に心を尽せるあまりに、五穀其外に、みな陰陽のわかちありて、もしよく陰種をえらびて栽うれば、稲なれば、一町にて、或は米四石五斗、或は五石ばかりも、つくりましになり、利益大かたならず。実檢せしに、さらにたがひなきよしにて、父子に金五百匹

あて賜ひて、女種の見わけかたを、その管内に布告せしめたり。これによりて、女種十品並にその図をつくりて奉れり。

○加賀国能美郡大杉村の彌平、かねて孝行素著れし、温厚の者にて、纔かに七石の高もちたる民なれど、常に家業を勉勵し、節儉を守り、少しの蓄積もありければ、さいつとし、村中火災に罹りし時、また凶歳には、度々米銭を施して、小民を恤みけり。ことに過にし壬申のとし、同郡波佐谷村の内、字を長嶺といふ処、凡二百間ばかり、雨ふれば、泥濘深く、行歩の運びあしく、往來の者の難渋するを、見るに忍びずとて、居宅造営の料に貯へ置し、金子を以て、切石を敷き畳みたり。富民にもあらで、かかる功業を企てなせる、奇特の至なりとて、金千匹賜へり。

○陸前国牡鹿郡石巻村の民井上吉兵衛、年久しく農事に勉勵し、専ら窮民を扶助し、物産の繁殖に心を用ゐ、自費を以て、樹木を数箇所につゑ、また荒蕪を開きて、田畠を墾き既に五戸の新農をとりたて、慈愛を以てこれに接しその成立を樂しみとす。実に勸農の龜鑑なりとて、賞金二円五十銭を賜へり。

○信濃国筑摩郡白坂村の折井莊司より、四斗入にして、初百五十俵、堅石助十郎より、同二百俵、また出羽国置賜郡の伊藤金左衛門より、金六十二円を、恤窮の料としてたてまつれり。これによりて、助十郎に銀盃一、莊司に三重の木盃、金左衛門に金一元五十銭を賜ひて、賞せられたり。

○兵庫神戸の為替会社より、金三百円、同所の商民井筒屋儀助より、金二百円、両港の遷卒慰勞料として、差出せしかば、為替会社へ三千匹、儀助へ二千匹、賞譽として賜へり。

○横浜なる高島嘉右衛門といへる者、開化を助けんの志深く、過し辛末の年より、おのが居住の地内、また野毛町の拝借地内との両所に、学校を構へ、亜国人その外の教師をあまた雇ひ入れ、

また書籍をはじめ、窮理の器械買入たりし、諸費金三万三千元余もかかれり。これに加ふるに、雇入れ教師の月給、凡四百円づつ、月々出し、しかのみならず、貧生の食料等の為に、月々金二百円づつもし出し、さばかり数多の金を費し尽すといへども、更に退縮の色なく、ますます勉勵するは、類ひまれなる者といふべし。

○羽前国酒田運上所の須田長助といふ者、明治六年七十三歳になり。市中の貧者、火災その外非常の難に罹れば、米穀炭薪などを施し遣はし、また毎年の歳暮に、市中の窮迫の者を取りらべ、老たる身ながら、寒氣を厭はず、雪を踏で、みづから貧家にゆき、おほくの米金を与へしこと、既に二十五年、その員数くはしく知られず。ただ七箇年以來、不時の施行、歳尾の施行、取合せて金七百七円余になり。是を以て、それよりさきの凡の員数を推はかり知べし。

○遠江国長上郡内野村の中道安五郎が叔母つね、また同郡小松村竹内彦三郎が妹つねといふ、ふたりの女、ともに紡績のわざもて、わづかに光陰を過すの貧女なるが、この頃学校設立のよしをききて、いたく歎び、われら丈夫ならんには、いかにも尽力して、学資を献り、人才の成育を企望すべけれども、いかんせん、婦女の身、かつ貧困の者なれば、せんかたなし、といたくこれを憂へて、中道つねは、衣服御簪を販ぎ、その価三円を得、竹内つねは、寡婦の身にて、殊にとしもたけたれども、子孫を愛撫するの娛もなければ、村里に人才のおひ出るをだに、老後の楽みにせんとて、金二円二十五銭を得、これを献ぜん事を願へり。

ここに於て、学校取締より、その志は賞すべきなれどもみづからの活計さへ立がたき者どもなれば、姑く献金は止むべしと、懇に諭しけれども、今日わづかの金を納むとも、それにつけても、身を尽して、業をいとなまば、飢餓に迫るの事は侍らじ、いかで収

受あれかしと、再三こひ願ひしかば、学校取締より、県庁にそのよし申せり。この二人、貧困の女子にして、身労を厭はず、みづから服用の物を抛て、学資を補けんとするの志、その献金は些少なれども、いはゆる長者の万灯よりも、貧者の一灯といへる諺の如く、まことに勸奨の一端ともなるべき事にこそ。

○明治六年に、福岡県の為替方、小野善助が出店の手代雄六、新五郎の二人より、福岡博多両所の市夜灯を百十基、上納せんことを請へり。

○岩代国須賀川駅に、小学を建築せんのもうけありけれども、片鄙にて、頑愚の者どものみなれば、学資を献納する人もあらざりしに、同駅の俳優沢村環菊といへる女、さる浮薄の賤業をする者ながら、性質正直にて、平常節儉し、いささか貯へゐたりし囊底を探りて、金五円をたてまつれり。

○下野都賀郡栃木村の商民吉野佐平次、その外百九十三人、かたらひ合せ、学校設立に付て、いささかその費用を助ん為とて、金五千元を献れり。

○明治六年に、東京第六大区に小学を設立のとき、従三位亀井茲監より、金百七十円、従五位間部詮道より、百円を、資金として出せり。これに激まされて有志の者、士商僧侶を始とし芸妓に至るまで、ほどほどに出金せしもの、合せて五百四円に至れりとぞ。

明治孝節録卷四終